地名散歩

第18回　北海道の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

日本一人口の少ない市は北海道歌志内市である。平成25年(2013) 8月1日現在ではわずか4,098人と全国最小のダントツ1位だ。ちなみに現在では原則として5万人いないと市になれないのだから、その突出ぶりがわかる。

歌志内は明治期から炭鉱の町として発展し、歌志内村であった明治41年(1908)にすでに1万人を超え、最盛期の昭和23年(1948)には約4万6千を数えた。しかしその後は閉山で人口流出が続き、昭和33年(1958)に市制施行したものの減少は現在も止まっていない。その西隣には砂川市がある。こちらは18,488人(平成25年7月末日現在)で歌志内には及ばないものの、最盛期よりだいぶ減少した。

歌志内市と砂川市はどちらも石狩川支流のペンケウタシナイ川というカタカナ表記の川の流域にある。この川はアイヌ語が起源で、ペンケ＝上流側の、オタ＝砂、ウシュ＝ある、ナイ＝川を意味する。オタウシュナイが「和人」に発音しやすくウタシナイに転訛され、その上流側の町はこの発音に歌志内という漢字を当て、下流側の町はこれを翻訳して砂川とした。要するに同じ源から出た地名なのである。

旭川という地名はチュプ・ペツ(日の出の・川)を翻訳したという。もとはチュウ・ペツ(波立つ・川)で、それがチュプ・ペツに転訛した後で翻訳されたので原義とは異なっているらしい。旭川駅のすぐ南側を流れるのが石狩川支流の忠別川で、こちらは表音文字として「忠別」という字を採用した。文字の選択については、命名当時の翻訳する立場にあった

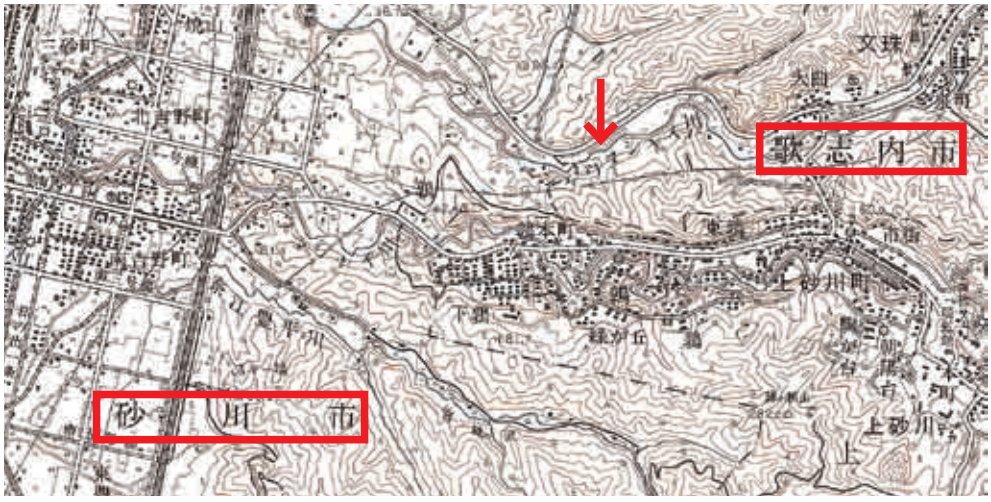

同じアイヌ語の地名―「オタウシュナイ」を、音で表わした歌志内市(右)と和訳した砂川市(左)。
矢印は両市を流れるカタカナ表記のペンケウタシナイ川。1:50,000地形図「砂川」平成7年修正

人の力量と漢字選びのセンスが反映されるから、同源の地名、たとえばシ・ペツ(大きな・川)に根室管内の町は標津という字を当て、上川管内なら士別と、字の切り方さえ異なる例もあり、出てくる地名表記は多種多様である。

明治の昔にアイヌ語地名の漢字の当て方に関するガイドラインが存在したわけではないから、時にはまったく反対の意味の漢字を付けてしまうこともあった。たとえば札幌市内にある平岸という地名はピラ・ケシ(崖の・端)に漢字を当てたもので、岸はともかく険しいはずの崖に反対語の「平」を据えてしまったため、崖っぷちが平らになってしまったのである。

アイヌ語では大小ある場合、大きい方をシ、小さい方をモと言うのだが、シに支という字を当てたため誤解されることもある。たとえば雪裡川の本流沿いには支雪裡という地名があって紛らわしい(支流側は茂雪裡)。ちなみに夕張川上流部にある現在建設中の巨大なシューパロダムは、夕張川本流を意味するシ・ユウパロ(大きなユウパロ)で、ユウ・パロは「温泉が出るところ」である。

地名の「音」に対して字を当てるか、それとも地名の「意味」に適合する字を当てるか。これは何もアイヌ語起源の地名に限らない。たとえば九州に数多く分布するコバという地名である。コバはもともと焼畑を意味する言葉で、おそらく漢字が伝来するより以前から九州の土地に存在し、口語で用いられてきた。それがある時期に文字で地名を書く必要が生じた際、どのような漢字を用いるか、現場の人間は迷ったことだろう。表音文字としての漢字か、表意文字としての漢字にするか。

九州のコバという地名は、具体的には赤木場(長崎県佐世保市)、大平木場(鹿児島市)、桑古場(佐賀県有田町)、越小場(熊本県水俣市)など、さまざまな字が用いられているが、これらはいずれもコバの表音文字として、発音記号として当てられたものであり、「木」とか「古い」などの意味はまったく介在していない。

これに対して熊本県人吉市の大畑は、焼畑を意味する漢字を用いることで「意訳」した。現代では難読地名(JR肥薩線の駅名でもある)であるのもそのためだが、その反面で地名の由来は確実に伝えてくれている。ついでながら、畑という漢字は日本で独自に作られた「国字」であり、火＋田という字形が示すように、もとは焼畑を意味した。

さて北海道に戻ろう。彼の地の地名は、当然ながらアイヌ語起源のものだけではない。札幌市の隣にある北広島市は、この地を明治18年(1885)以降に開墾した和田郁次郎ら18戸の出身地が広島県であったことにちなむし(市制施行以前は広島町)、札幌市の白石区は仙台藩の白石家中(現宮城県白石市)の主従が移住したことによる。故郷の名前を付けるケースは他にも非常に多く、奈良県の十津川村が明治22年(1889)の大水害を機に集団移住したことにちなむ新十津川町を始め、枚挙に暇がない。中には藩主の姓が用いられた例もあって、たとえば後志管内にある羊蹄山麓の京極町は、入植した丸亀(現香川県)藩主の京極家にちなむ。

先住民の地名を漢字表記したもの、意訳したもの、故郷の地名、殿様の姓。歴史が浅いと思われがちな北海道の地名も、実は多種多様で奥が深いのである。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 680
2013 September

地名散歩　今尾　恵介

03 事務所運営に必要な知識
—時代にあった資格者であるために—
第17回　前向きな土地家屋調査士生活のススメ
日本医科大学多摩永山病院　臨床心理士　稲本　絵里

07 専務理事・常任理事就任の挨拶

12 境界問題相談センターみえ　設立記念式典
三重県土地家屋調査士会　会長　神戸　照男

14 「高山右近」の子孫として

16 九州ブロックコミュニケーションツール活用研修会

18 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター
設立10周年記念シンポジウム

20 我が会の会員自慢　VOL.20
群馬会／大分会

24 実態調査のお知らせ

25 ちょうさし俳壇

26 ネットワーク50
兵庫会／神奈川会

28 会長レポート

30 会務日誌

32 公嘱協会情報　Vol.103

34 国民年金基金から

36 土地家屋調査士名簿の登録関係

37 団体定期保険の終了について

37 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
知っておきたい！　ICカード（電子証明書）のアレやコレ

表紙写真
「避暑地？」
第28回写真コンクール入選
立石　五月●鹿児島会

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第17回　前向きな土地家屋調査士生活のススメ

日本医科大学多摩永山病院　臨床心理士　　稲本　絵里

皆さんは、土地家屋調査士としての活動を通じて人と人とをつなぐ「対人支援」の専門家です。依頼者や関係者からの不平不満や無理難題など、頭を抱える事態にであったときにどう対応するか、コミュニケーションのヒントを探ります。

日本土地家屋調査士会連合会のホームページには、土地家屋調査士の皆さんの仕事内容を紹介する動画がありますね。戦国時代でも現代でも、土地や建物の境界をはっきりさせておくことが、いらぬ争いを引き起こさないために重要だということが説明されています。その境界があいまいな場合に、土地家屋調査士の皆さんの出番となるわけですが、皆さんが相手にするのは土地や建物だけでなく、むしろその持ち主である「人」であり、人と人との間に立って交渉することは大変なことも多いと伺っています。皆さんの活動は、まさに人が困っているときに専門家として関わる「対人支援」の仕事です。

対人支援の仕事は、心身のエネルギーを使うものです。そもそもうまくいっているときは専門家の支援など必要ないわけですから、皆さんが関わる場合は事態が複雑になっていることも少なくないでしょう。こじれた事情には、感情がつきものです。人の怒りや苛立ちのようなマイナスの感情にさらされることは、とても疲れます。

皆さんのなかには、次の日の仕事のことを考えると気が重く、アルコールやタバコの量が増えてしまっている方もいるかもしれません。どうにも気分が晴れず、体がだるい、やる気が出ないという方もいるかもしれません。ささいなことでイライラして、身近な人と不必要なケンカをしてしまうという方もいるかもしれません。これらはほんの一例ですが、気持ちや行動に表れるストレス反応と言われるものです。皆さんがふだん試行錯誤しながら一生懸命にやっておられるお仕事には、心身にストレスがかかる側面があるのです。

そのようなときは、我慢したり一人で抱え込んだりせずに、早めに仲間や先輩に相談することが、早めに心身の健康も仕事の問題も解決するきっかけになるでしょう。人と話をすることで頭のなかが整理されたり、自分自身が人と接するときの癖に気づいたりする機会にもなるかもしれません。少し目線が変わるだけで、これまで目にも留まらなかったことに目が向くようになり、停滞していた流れが変わってくることがあります。

申し遅れましたが、私は病院で臨床心理士という対人支援の仕事をしています。医師や看護師など他の医療者と協力しながら、患者さんやそのご家族とお話をして、主に心のサポートをするのが役割です。突然、事故に遭って大怪我を負ったり、生命にかかわる深刻な病気を発症したりして、当たり前の毎日が途切れてしまったとき、患者さん本人もその周囲の方たちも大きな衝撃を受けます。少しでも病気と向き合う方の不安が減って、治療に専念できるようにお手伝いしたり、残念ながら生命が尽きようとしているときに、その方の生が全うされるように支援したりするのが私の仕事です。ときには、患者さんと家族、患者さんと医療者の間で、意見がずれてしまうこともあります。対人支援者として「間に立つ」という意味では、土地家屋調査士の皆さんと重なる部分があるかもしれません。

そこで、私自身も対人支援の仕事をするうえで意識して気をつけていることをいくつか紹介してみたいと思います。とくに、皆さんにとって、依頼者や関係者から不満を訴えられるときや、想定外の要求をされるときは、頭を抱えることが多いと思います。「クレーム」と言うと、それだけで相手が無理難題を突き付けているような険悪な雰囲気が立ち込めますが、クレーム如何を問わず、相手が何かを主張しているときのコミュニケーションのヒントになればい

いなと思います。

1.「聞き手」としての心がまえ

皆さんは、自分の話を相手に聞いてもらわなければ仕事になりませんよね。しかし、人に話を聞いてもらうためには、まずは相手の話を聞くというのが鉄則です。自分の話をしっかりと聞いてもらえた、理解してもらえたと感じられると、たいてい人は自然と相手の話にも耳を傾けられるようになります。なんだ、基本的なことじゃないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、本当に相手の話をしっかりと聞くには辛抱強さが求められます。具体的にはどのような聞き方ができるでしょうか。

＊真摯に話を聞く姿勢が大切

相手が何を主張しようとしているのかは、聞いてみなければわかりません。過度に身構える必要はありませんが、相手が話をしてくれることに素直に感謝しながら、真摯に聞く耳をもつ姿勢で臨むことが大切です。話を聞くことは、皆さんの仕事のひとつです。相手の話を聞くときに、気もそぞろだったり、適当に相槌をうっていたりすると、相手にはすぐに伝わってしまいます。実際に話をしっかり聞くというのは、結構なエネルギーを使うものですが、その分得るものも多いはずです。この人になら自分の大切な話をしてもよい、と思われるような聞き手にぜひなってください。

＊客観的な事実を整理する

相手の話を聞くときに私自身もつねに注意していることですが、それが客観的な事実か、その方の主観的な思いが含まれているものかを見極めながら聞きます。人の話には、それらがしばしば混在しています。客観的な事実を整理するには、「5W1H」と言われるように「When：いつ」「Where：どこで」「Who：だれが」「What：何を」「Why：なぜ」「How：どのように」という質問を使い分けながら、情報を確認していきます。上手に整然と話をすることができる人なんて、そんなにいません。一緒に頭を整理するように話が聞けると、お互いにとって実りのある話になるでしょう。

＊事実、推論、断定の区別をする

ここで、一つエクササイズをしてみましょう。次の文章を読んで、「事実」「推論」「断定」のどれかを考えてください。

①Aさんは、昨晩遅くまでお酒を飲み歩いていたのだろう。

②Aさんは、会議中に居眠りをしていた。

③Aさんは、ふまじめな人だ。

いかがでしょうか。あらためて文章を提示されて考えてみると、その違いがはっきりと感じられるのではないでしょうか。①推論、②事実、③断定となります。この場合、会議で居眠りをしていたAさんの姿を見て、ふまじめな人だと決めつけています。本当は、居眠りをしてしまったのは、前の晩に遅くまで飲み歩いたからではなく、奥さんが熱を出してしまったため、代わりに幼子のお世話をしなければならない日が続いたので寝不足だったからだとしたらどうでしょうか。Aさんに対して、家族思いのまじめな人だと感じるのではないでしょうか。私たちはふだんの生活のなかで、いろいろな状況を勝手に推測し、人に対して良い悪いという評価の目で見てしまい、それを事実と取り違えてしまうことがあるというのが、このエクササイズからわかります。客観的事実は何か、ということを意識して話を聞くことは、相手を先入観のない公正な目で見るうえでも大切なことです。

＊思い込みに注意する

私たちは、ふだん生活をしているなかで、気づかないうちに思い込みにとらわれていることがあります。そして、思い込みがもとで誤解していることが結構あります。気をつけなければならないのは、一度ネガティブな印象を抱くと、相手のネガティブなイメージに合った情報ばかりを集めるようになってしまい、その印象に合わないポジティブな部分には目が向かなくなってしまうことです。また、知らず知らずのうちに自分自身がネガティブな態度をとってしまうことです。思い込みにまどわされない、中立的な立ち位置から相手を見ることができる冷静な目をもっておくことが、とても大切です。

＊相手が話しやすいリアクションをする

皆さんだったら、相手がどのようなリアクションをしてくれたら話しやすいですか。何も反応がないと話しにくいですよね。話を聞くときは、「うなずき」や「相槌」を織り交ぜながら、相手に話をちゃんと聞いていることをフィードバックすることが大切です。ただし、相槌と言っても「はい」「ええ」ばかりを多用すると、本当に真剣に聞いてくれているのかなと思われてしまいます。ときには、相手の話のなかから大切だと思われるところを「復唱」したり、相手の話が長くなったときに「要約」したりするのも、一つの方法です。

＊相手の非言語的な表現にも目を向ける

話をしているとき、相手はどのような表情をしているでしょうか。硬い表情ですか。困った表情ですか。それとも笑顔ですか。目は合いますか。相手もうなずいたりしていますか。話し方、言葉づかい、口調はどうですか。このようなさまざまな表現のなかにも、相手の気持ちに気づくヒントがあります。話の内容だけに気を取られず、非言語的な表現にも目を向けることで、相手に対する理解が深まります。

2.「話し手」としての心がまえ

相手の話をしっかりじっくり聞いて理解したら、今度はこちらが話をする側になります。クレーム対応でも、一方的に話を聞くことだけが得策とは限りません。相手に向けて、説明すべきことはきちんと説明します。基本的には、礼儀にかなった常識的な対応を心がけること、自分がこんな風に話をされたら素直に聞けるだろうなと思う姿勢で話をすることが前提になるでしょう。

＊落ち着いて丁寧に話をする

当たり前のことですが、落ち着いて丁寧に話をするのが基本姿勢です。相手が必死になるがあまり感情的になって大きな声を張り上げたり、怒り出したりするときも、一緒になって感情的にならないように心がけます。相手がこれ以上不快な思いをしないように誠意をもって対応します。

＊率直にお詫びすることが第一歩

もしも相手が何かを訴えて非常に憤慨していたり、苛立っていたりする場合は、話をしっかりと聞いた後で、こちらに非があるかどうかではなく、そのような不快な思いをさせたことについてお詫びします。なかには、一度謝ってしまうとこちらの非を認めたことになるのではないかと心配して、お詫びの言葉を言ってはいけないと思っている方もいるかもしれません。しかし、クレーム対応の場では、まず第一に相手に迷惑をかけたことや、誤解を与えてしまった事実に対して、「ご迷惑をおかけして、申し訳ございません」「ご心配をおかけして、大変恐縮です」と相手にお詫びの気持ちを言葉で伝えることが大切です。多くの場合、この時点でしっかりとお詫びすることが、状況を展開させる第一歩となります。そして、客観的事実を確認したうえで、もしもこちら側にミスがあれば謝罪をする必要がありますし、落ち度がなければこちら側の立場をきちんと説明することになります。

＊肯定的な表現を使う

相手から何かを要求されても、望み通りにはできない場合があります。例えば、金銭や特別なサービスを要求されることがあるかもしれませんが、丁寧に誠意をもって対応することと、相手の要求に従うことは別のことです。しかし、相手の要求に応じることができないときに、否定的な表現だけでは相手の気持ちを刺激してしまう恐れがあるので、肯定的な表現を組み込むように工夫します。例えば「それはできません」とバッサリ切り捨ててしまうのではなく、「おっしゃることはごもっともですが、今回のような場合は～」「～は少し難しいのですが、～はしっかりやらせていただきます」などと、肯定的な表現をプラスして使うように意識することで、相手の印象を少しでも中和します。

＊わかりやすい表現を心がける

仕事上、どうしても専門用語で説明しなければならない場面もあるかもしれませんが、できるだけ相手が理解しやすい表現を心がけます。相手は土地家屋調査士という専門家に初めて会うのかもしれませ

ん。相手に専門知識がある場合はよいのですが、難しい言葉や表現は、相手の心理的な壁をよりいっそう高くしてしまう可能性があります。相手が理解しているかどうかを適宜確かめながら話を進めると、相手も安心してしっかり話が聞けるでしょう。

＊相手の意思を尊重する姿勢が大切

人は、自分の意思で決めたことは納得できるものです。周りから見たらどんなに良いと思われることでも、自分で決めていないと、人は心から良かったと思えなかったりします。逆に、一見不利益に思えるようなことでも、その人が自分の意思を尊重してもらえたと感じられると、納得できることがあります。相手を無理に説得するよりも、客観的に具体的な情報を伝え、相手が自分で納得して決められるように配慮することが、相手の意思を尊重することにつながります。

例えば、「～してください」と一方的に言い切るよりも、「～してくださいませんか？」と相手に依頼する形のほうが、相手の気持ちに配慮した形になるでしょう。あるいは、「～が良い方法です」と言うよりも、「～が良い方法だと思いますが、どうお思いになりますか？」と提案したり、「～と、～では、どちらがよろしいですか？」と選択肢を示したりして、最終的な決定を相手にゆだねるほうが、相手の意思を尊重しようとする姿勢を示せるでしょう。

＊話し手としての非言語的な表現にも注意する

話し手になるときも、非言語的な表現は重要です。適度に視線を合わせながら、姿勢を伸ばして、自然な笑顔で応じ、真剣な話はまじめな顔でします。相手はあなたの態度や姿勢に敏感です。小さなことかもしれませんが、話の内容よりも態度や表情のほうがずっと印象に残ることがあります。鏡で話しているときの自分の表情を見てみたり、一度試しに仲間内で話し手と聞き手の役を交替でしてみて、お互いの印象を語り合ってみたりすると、参考になるかもしれません。

＊もしも悪質なケースの場合は…

ケース・バイ・ケースではありますが、実際に相手が本当に悪質な場合もあります。悪質な場合とは、殴る・蹴るなどの暴力行為がある場合や、「言う通りにしないと、～するぞ」などと脅迫行為をする場合、誹謗中傷、名誉棄損、業務妨害などに当たる行為を意味します。土地家屋調査士会などで組織として対応方法が定められているならば、その規定に従って対応します。場合によっては、悪質な行為を証拠として記録に残しておき、警察や法律のプロフェッショナルに相談することを検討する必要があるかもしれません。皆さんが安心して仕事ができる環境を整えることは、とても重要なことです。

物事を一面からしか見ていないときには平面に見えるものも、他の面からも見ようとすることで立体的に見えてきます。一つの見方にとらわれないで、奥行きのあるものの見方ができるようになると、印象はガラリと変わります。無理難題を言う人や、感情をあらわにしている人に対応することは、心身のエネルギーを消耗するものです。相手が変わってくれたら手っ取り早いのですが、相手を思い通りに変えるのは難しいことです。まずは自分自身が相手に対する見方を広げ、相手をよく理解しようと試みます。対人支援の仕事では、自分自身がいかに相手の立場に立って想像力豊かに相手の気持ちを慮れるか、いかに柔軟に相手の目線を共有できるかが大切です。小さな心くばりの積み重ねが相手との信頼関係を築き、ポジティブで前向きな流れを生み出していくのだと思います。

皆さんは、土地家屋調査士という専門性をもった対人支援者です。その誇りをもちつつ、コミュニケーションの際の心づかいをほんの少しプラスすれば、さらにパワーアップすること間違いなしです。皆さんが明日仕事に行くときに、少しでも足取り軽やかに一歩を踏み出せることを、かげながら祈っております。

専務理事の指名を受けて

専務理事　竹谷（たけや）　喜文（よしふみ）

本年6月開催の第70回定時総会において、新会長となられた林千年会長から連合会会則第7条但書による理事の指名を受け、役員に選任され、この度、専務理事(引き続き事務局長も兼任)を仰せつかりました。

平成19年6月からの2期4年は常務理事兼事務局長として、平成23年6月からは、専務理事兼事務局長として、微力ながらも、連合会の会務運営が円滑に進むよう心掛けるとともに、関係機関や各種団体との間のパイプ役を務めさせていただいてきました。

新たに連合会長となられた林会長からは、事務局職員を前にされた挨拶の中で、特に、当職に対して、「自分でものを考えられ、流れを作れる自立した連合会事務局となるように、職員の指導に当たってほしい。」とのお話をいただいており、今後の2年間は、このことを肝に銘じて、日々の勤めを果たしてまいりたいと考えております。

ここ数年の連合会活動で特筆できるものとして、公共嘱託業務の掘り起こしをにらんだ「測量業務と土地家屋調査士業務の分離発注」を求めた動き、「事務所経営基盤の確立」を模索する中での新たな業務領域の開拓に向けた取組を挙げることができますが、林新体制においては、各土地家屋調査士会、全国の土地家屋調査士の皆さんの会員力を結集した形での連合会活動の展開となりますので、私自身は、連合会内外の潤滑油となるべく努めてまいりたいと考えております。

全国の土地家屋調査士会、また、会員の皆さま、よろしくご指導・ご支援をお願い申し上げます。

就任のご挨拶

総務部長　中塚（なかつか）　憲（のり）

関東ブロック協議会から推薦をいただき、第70回定時総会において理事に再任され、7月10日・11日の理事会で常任理事総務部長を拝命いたしました。

前々期は広報部理事として、前期は研修部長として、連合会の会務運営に携わってまいりました。総務部は初めてとなりますが、加賀谷朋彦担当副会長はじめ、福岡会の山本幸伸次長、東京会の野城宏理事、そして事務局職員とともに、一丸のチームとして最善を尽くしたいと思いますので、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご協力を、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

さて、餅をつく人、こねる人、食べる人が登場する「天下餅」という狂歌があります。それになぞらえれば、ブロック協議会、土地家屋調査士会も同様ですが、連合会の役員とは、つく人、こねる人だと思っています。信長や太閤さんを気取るつもりはありませんし、家康も艱難辛苦、臥薪嘗胆の末に天下人になりました。元来、土地家屋調査士の仕事そのものが、まさに餅をつき、こねることです。

そういう意味では誰もが信長であり秀吉であり、また家康なのですが、まずは会員の方々、土地家屋調査士を利用する社会や人々に、「うまい」と言って餅を食ってもらいたい、それを旨として会務に取り組みたいと思っております。

土地家屋調査士は、自らも社会の一員であるという認識とともに、人々の安全で豊かな生活を実現するプロフェッションとしての自覚を持ち、社会の求める安定的価値を確保・提供しつづけなくてはなりません。そのためには法令順守はもとより、高い倫理観と職業人意識をもって業務を行い、また指導者としても社会をリードしていく必要があります。登記屋・測量屋から代理人へ、尊敬され尊重される精鋭の資格者へ、かけがえのない国家資格へ、私たちは進化していかなくてはなりません。それが社会や

人々への貢献、ひいては自分の利益にもつながります。

未来像を描き、それを目指して進む。その先にあるのは仕組みなのか制度となるか、また情報とかかもしれません。様々な形が見えてきていますが、何にせよ一人の力で成せるものではありません。スーパースターや連合会だけで拵えることもできません。一人一人の積み重ねが作り上げるものだと、これまでの経験の中で感じています。連合会、単位会、個々の土地家屋調査士、それぞれの役割を融合して、未来を創り出す力にしていきましょう。

私はその基礎となるよう努めたいと思っています。少なくとも嘘をつく人、駄々をこねる人、理屈ばかりをこねる人にならないよう励んでまいりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

財務部長に就任して

財務部長　　小保方（おぼかた）　廣幸（ひろゆき）

関東ブロック協議会から連合会理事として推薦をいただき、さらに新執行部の最初の理事会席上で常任理事財務部長に指名されました。私は、前期において同職に就いており慣れた役職でありますが、二年生になったわけでありますので失敗は許されない立場にあり、いささか緊張をしております。

今、土地家屋調査士制度を取り巻く多くの諸問題が山積されております。その中には、TPP問題もあり問題がグローバル化してきつつあるように感じます。他方では、業務の事件数が減少する昨今であり、法律で許される範囲の中での業務開拓が急務であると考え、連合会役員は日夜奮闘中であります。しかし、どれもこれもすぐに業務に結びつくものでは無く、ある程度の時間がかかるものと考えます。

財務部の課題としては、右肩下がりの会員数の減少にある中、中長期的な財政計画の検討が叫ばれております。また、来年度に特定認証局の民間移行に伴う経費の捻出のことも喫緊の課題であると認識をしております。さらに財務部では共済会事業として、各種保険を取り扱っております。特にお願いしたいのは、「土地家屋調査士賠償責任保険」への全員加入であります。依頼者に、安心と安全を保証して業務を受託してほしいものだと考えております。最後になりますが、長年お付き合いいただいておりました「団体定期保険」が今年の12月31日をもって廃止となります。このことにつきましては、痛切に責任を感じております。つきましては、加入者にはたいへんご不便をお掛けしますが、新しい提案もさせていただくこととなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

就任挨拶

業務部長　　児玉（こだま）　勝平（しょうへい）

業務部を受け持ち、3期目となりました。第1期は不動産登記規則第93条調査報告書とがれき撤去など震災対策、2期目は実地調査要領の改定、調測要領・執務規程案、業務実態調査準備などへの対応が主でした。

振り返ると業務部の活動は旧来からの土地家屋調査士法第3条業務への対応が多くを占めています。これは 以前からもそうであったように当然のことなのですが、現在、その3条業務の枠は少し拡がっており、総会でお伝えしたとおり、境界鑑定、筆界資料・境界標管理などのように3条業務に密接に関連した業務も含まれ、ADRの経験により様々な相談にも応えられるようになっています。

このように僅かずつですが業務が拡がりつつあるのは、国民の期待する権利の明確化や財産を守る役目の

中に損害軽減のための助言や管理なども求められ始めたからと思います。国民の期待する新たな要望に応えるためにも3条業務を補強する近接した業務を見据える必要があります。

そこで、今期の業務部は3条業務を担当する次長と3条業務の補強を築く次長の2名体制とし、まずは、平成27年の相続税課税基準が低くなったことによる納税のための売却増加と納税期限、分割に要する表示登記に残された切迫する日数で調査が厳しくなることに備えて、事前調査の依頼を啓発させなければなりません。

さらに、公平・公正な分割協議を支えるため、現有面積・価値の等分だけでなく、例えば、接道の有無による資産価値の違いを明らかにし、また、境界紛争など資産に内在する埋もれた損害を伝え、専門家とともに事前解決に導かなければなりません。

こうした業務を会員誰もが受託できるよう実務的対策の取り組みを目指したいものです。一昨年の「改定指針」で指摘された関係者に分かり易い図面の励行も兼ね、現況の特徴を描き、その現況図上に筆界などの境界位置を示した「権利図」を発行することもその一つです。

私たちの周りには3条業務を補強する様々な業務があるはずですが、そこに気付かず通り過ぎ去ってしまうのはなぜでしょうか。旧来の3条業務に長年馴染んでしまったせいかもしれません。それならば「業務独占資格」を思い切って心の中から捨て去ることが今後にとって効果的なのではと感じます。

今期の2年間はこれまで以上に充実した会務となりそうです。土地家屋調査士に残された5年ほどの進路選択期間内に民生の安定に寄与できる次世代業務の実現に尽くすことが私の特命としての仕事です。

常任理事就任のご挨拶

研修部長　戸倉（とくら）　茂雄（しげお）

中国ブロック協議会のご推薦により、再度、常任理事に就任しました。今期は、研修部長を仰せつかりましたので、皆様、よろしくお願い申し上げます。

前期は、広報部長として、さまざまな研修会や各地域の行事を取材させていただきましたが、あらためて、土地家屋調査士を取り巻く社会状況が大きく変化していることを実感させられました。厳しい時代の流れの中で、私たち自身が、柔軟に、そして積極的に対応していける力を身につける必要性を感じています。

今年度、9回目を迎える土地家屋調査士特別研修ですが、認定者は5,000名を超え、会員数の30%を占めるところまできています。連合会研修部としましても引き続き、特別研修受講の更なる啓発活動に注力して参る所存です。

また、7月の「境界問題相談センターみえ」の設立により、全国50の単位会すべてに境界問題に関する相談所が設置されました。これを土地家屋調査士制度発展の良い機会ととらえ、境界問題で悩んでおられる方々の問題解決の受け皿として、土地家屋調査士が身近な存在となれるよう、全会が力を合わせ、取り組んでいくことが重要です。複雑に絡んでくる社会の要請に応えるためにも、業務に関する関連法令等の理解習熟といった日々の研鑽を怠るわけにはいきません。各世代の会員の皆様に興味を持っていただける多くの魅力的な研修コンテンツを充実させたいと考えています。より親しみやすい研修機会を数多く作れるように、研修部員、事務局担当者、そして各部との連携を大切にしながら、がんばってまいりたいと思います。

最後に、皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

就任にあたり

広報部長　　佐藤（さとう）　彰宣（あきのぶ）

この度、広報部を担当させていただくことになりました札幌会所属の佐藤彰宣です。今期は2期目の理事であり、前期2年は社会事業部を担当させていただきました。

昨今、土地家屋調査士試験の受験者数が減少しております。この受験者数減少の理由の一つとして、国家資格者としての土地家屋調査士の魅力が受験者に十分に伝わっていないということも考えられますので、土地家屋調査士の魅力を少しでも受験生に伝えていけるような広報を行っていきたいと考えております。

また、本年7月4日の「境界問題相談センターみえ」の設立により全国50会すべてに土地家屋調査士会ADRセンターが設置されました。この機会に平成19年2月に岐阜県土地家屋調査士会が発信した「境界紛争ゼロ宣言」を全国に発信し、土地家屋調査士が境界の専門家であるということを社会事業部等と連携を取りながら広報していきたいと考えております。

併せて、土地家屋調査士法第3条業務に関しましても、我々土地家屋調査士の職能を官民問わず広報し、土地家屋調査士法第3条業務の拡充を図っていきたいと考えております。

既に各単位会、会員の皆様には寄附講座、無料相談会等をはじめとした活動を通じて制度広報していただいております。制度広報には各単位会及び会員皆様のご協力が必要不可欠であると思っておりますので、引き続きご協力いただきながら、土地家屋調査士制度の未来のために、これから2年間、精一杯、制度広報を行っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

会員にやさしい連合会を目指して

社会事業部長　　海野（うみの）　敦郎（あつお）

この度、社会事業部長を拝命しました海野敦郎と申します。

社会事業部は、地図作成、ADR、公共嘱託登記、公嘱協会、その他公共・公益に係る事業をつかさどっています。

官公署が発注する業務については、ほとんどが入札になっていますが、入札に参加する形態・地域等今までの概念とは違った形になってきています。また、入札価格についても、大きな開きがあるようです。

ADRセンターは、すべての土地家屋調査士会に設置されました。しかし、利用者がまだまだ少ない状態です。また、土地家屋調査士法の認定土地家屋調査士の活用については数件の例があるのみで、十分には活用されていない状態です。各センターでは、認定土地家屋調査士の活躍の場について、いろいろとご苦労しているようです。

公嘱協会については、従来のほとんどの公嘱協会は公益法人に移行したようですが、新たな一般公嘱協会が各地で設立されています。これらすべての公嘱協会について、連合会で検討をする必要があると考えます。

このように、当部が抱える事業は各部と関連する事業が多く、連絡、協調をしなければ進めることができないことが多くあります。常に最新の情報を収集して、分析、提案、提言をしたいと思っています。

また、日本土地家屋調査士会連合会は単位会すなわち会員のための組織であることを常に考えて事業を遂行すべきと考えます。連合会の考え方を会員にわかりやすく発信することが大切であり、会員の身になって行動すべきと考えています。しかし、期間的時間的制約のある事業も発生しますので、時にはすべての会員の理解を得難いこともありますが、ご協力をお願いいたします。今後とも「会員にやさしい連合会」を目指していきますので、よろしくお願いいたします。

常任理事就任の挨拶

研究所長　　小野（おの）　伸秋（のぶあき）

土地家屋調査士制度の改革実行を目指し既に4期を迎える私は、今期が改革を実行する最後のチャンスと思い努力する覚悟でいます。しかし、改革を行うためには、私がいくら騒いでみても会員個々の意識を変えなければできない訳で、その必要性を理解してもらえるかが重要となります。全国の会員の中には「なぜ改革を行う必要があるのですか？」と問いかけられる時があります。そんな時、私は「第3次産業革命の中に突入したから」と説明します。

それは、身近な電気に例えると第2次産業革命により大手の電力会社が原発や化石エネルギーを利用して電気を各家庭に配電するトップダウンシステムが、風力・太陽光・バイオマス発電のような自宅や地域で電気を発電して互いに利用し合うボトムアップシステムの時代に変わろうとしている。これは電力のことだと単純に考えるのではなく、電気を登記情報に置き換えて考えてみてください。

特に登記情報の地図は、行政が多額の税金を使って地籍調査事業等で整備するトップダウンシステムでは今後50年以上経過しても整備が完了できそうになく、いずれ予算は枯渇することが予想されます。そこで、近年では国土調査法第19条第5項の指定地図として土地家屋調査士が日常作成する地積測量図が注目され、いずれこのボトムアップ地図作成手法が主流になり、日常の全ての地積測量図を不動産登記法第14条第1項地図にする事業が制度となり、この制度が主体となる社会となるでしょう。

50年後の社会は、登記情報だけでなく地籍情報まで土地家屋調査士の調査情報から更新されるシステムが稼働する時代となると思います。そのために必要な改革を今後実行するためのきっかけを先ずは作ることが今期の私の役割と考えていますのでご協力をお願いします。

境界問題相談センターみえ
設立記念式典

三重県土地家屋調査士会　会長　　神戸　照男

7月4日、三重県土地家屋調査士会の「境界問題相談センターみえ」設立記念式典は多くのご来賓の方々にご臨席いただき、無事開催することができました。関係各位の方々の多大なるご協力、ご支援を頂き本当にありがとうございました。

「境界問題相談センターみえ」は全国土地家屋調査士会50会の最後の設立ということで、津地方法務局長をはじめ林日調連会長や理事の方々、各ブロックの会長、近畿ブロック・中部ブロックのADRセンター長が、三重の地へお集まりいただき華を添えていただきました。

さて、ここまでに至る三重会の経緯ですが、裁判外で紛争を解決するための法律(ADR法)が平成16年に制定され、平成17年から日本土地家屋調査士会連合会でもADRの特別研修が始まったことを受け、まず、境界鑑定管理委員会を中心にADR認定土地家屋調査士の受講者を増やす取り組みから始めました。

そして、平成18年5月の定時総会において、三重会の会則の改正が審議され、「境界問題相談センター」の設置として会則に盛り込まれたことを受け、センター設立に向けて検討を行ってまいりました。

以前の三重会会館は賃貸の建物であったことと、県の企業庁が使用していた建物であったため、間取りの面など物理的な理由で、相談室・調停室などとして使える部屋がなく、改装するにはかなりの金額が必要になることが判明したことから、三重会の積年の課題でありました新会館の建設を待って、具体的な設立準備に入ることにしておりました。

平成23年5月、三重県土地家屋調査士会の新会館が完成し、一息入れることなく平成23年度からADR設立準備委員会を設け、規則・運営規則・手続規定などの具体的な検討をしていただきました。また、協働団体として三重弁護士会への設立協力のお願いにもあたって参りました。短い時間の中、集中的に進めていただきましたADR設立準備委員会の皆様には、改めて心から敬意を表するものであります。

基調講演
関西学院大学法学部教授　守屋明先生に講演を頂きました。

その後、数回の打合せを重ね、三重弁護士会で協定締結の承認がなされ、平成24年12月11日に「センター設立に関する協定」を締結させていただくこととなりました。組織として早急に立ち上げるため、設立準備委員会から企画社会事業部を中心とした委員会へバトンタッチを行い、理事メンバーにも手助けを頂き、仮の運営委員会を設置いたしました。急にアクセルを踏み込んだように、急激に設立に向けて加速していくこととなりましたため、担当していただいた運営委員の皆様には、毎日、夜遅くまで会議、会議の日々を送っていただきました。そうした努力をしていただいたお陰でなんとか先が見えるような状態になったのは本年3月初めのことだったと思います。三重会では、会員の30パーセントにあたる約100名がADR認定土地家屋調査士の登録をしておりますので、せっかく認定土地家屋調査士となりながら永く活躍の場がなかった認定土地家屋調査士に、まず説明会を実施いたしました。そして、参加いただいた認定土地家屋調査士のほとんどが相

談員、調停員、鑑定実施員に登録いただくこととなりました。また、一般の会員の方々に向けても「センターみえ」の説明会を実施しADR認定土地家屋調査士だけの「センターみえ」ではないことを十分説明し理解を頂き、各委員に登録をさせていただくことができました。その後は、法務大臣の指定を受けるべく運営委員を決め、相談員・調停員・鑑定実施員等の候補者を募り、大急ぎで組織作りを行い申請いたしました。そして本年6月28日付で念願であった法務大臣の指定を受ける運びとなり、設立式典を迎えることができました。

「境界問題相談センターみえ」の設立に向けて、より三重会らしい相談センターを、との合い言葉で取り組んできました。何をどうすれば三重会らしい「センターみえ」となるのか、また、相談者の受付方法から相談員の日程調整、相談に係る費用とセンターの運営費のことも心配であります。色々思考錯誤を繰り返し考えてきましたが、実際に相談や運営にあたって初めて分かることの方が多いのではないかとの思いに変わりつつあるのが本音のところです。

三重県土地家屋調査士会としまして、以前から無料登記相談会を実施し、土地の境界問題についても、その無料相談会により相談に応じて参りました。土地の境界問題に悩む人達と接してみた感想として、強いストレスと不安感、さらに隣人間で生じた過去の出来事が表面化し、その結果、境界紛争に発展するなど深刻な事態になっている場合も多く見受けられます。少しでも、境界問題でお悩みの方々の力になれればと思っています。

記念式典　センター長挨拶　三重弁護士会　渡邉功先生

祝賀会余興　三重会会員によるハンドベルの演奏
三重県司法書士会　笠原文比古会長（左端）も参加されています

運営の問題等の課題は多くあると思いますが、まず「センターみえ」を立ち上げることが我々の今やるべきことだと思っています。三重会は全国50会の最終、トリとなりました。他の資格者団体にないことですし、全国の土地家屋調査士会にADRができたことを一つの好機と考えていただき、もう一度、ADRを考える機会となっていただきたいことと、さらなる土地家屋調査士という専門資格者の制度を広報することに役立てればと思います。

さて、中部ブロック協議会では、こうしたことを記念する意味と、7月31日「土地家屋調査士の日」を記念する事業として、**「境界紛争ゼロ宣言!! すべての始まりは境界」**と題して2013地籍シンポジウムin中部が開催されました。愛知会が一番にADRセンターを設立した土地家屋調査士会であり、最後が三重会ということで、中部ブロックで始まり中部ブロックで完結としたことも何かの縁と思います。今後とも積極的な活動ができればと思っておりますので宜しくお願いいたします。

最後になりましたが「境界問題相談センターみえ」の設立記念式典に、ご多忙のところご列席を頂きました多くの皆様方、本当にありがとうございました。

今後とも暖かいご指導とご鞭撻をお願いいたしまして御礼とさせていただきます。

「高山右近」の子孫として

石川県土地家屋調査士会　　高山　豊次

戦国時代、信長、秀吉に仕えた武将、キリシタン大名とも言われた高山右近の子孫が、これから紹介する石川県土地家屋調査士会七尾支部の高山豊次会員です。高山会員は土地家屋調査士として長年活躍され、石川会にも多大な貢献をされました。高山会員の家系は代々医者の家系だそうで、今は土地家屋調査士業の傍ら薬局を経営しておられます。近年、石川県能登地方は世界農業遺産の認定を受けて以来、伝承文化や郷土の歴史人物等が改めてクローズアップされています。そのような郷土の歴史人物の一人である高山右近は秀吉の厚い信頼を受けていましたが「バテレン追放令」で領地、財産のすべてを失い、加賀藩前田家に客将として迎えられ、二十数年仕えました。その間、医療、土木そして茶人としても才能を遺憾無く発揮され、多くの足跡を残されています。右近は追放によりルソン島で生涯を閉じますが、没後その長男の子供５人のうち一人が帰国して、石川県羽咋郡志賀町に安住の地を求め、以降、高山家が脈々と続いています。

石川県土地家屋調査士会顧問　　大星　正嗣

このコーナーの原稿依頼がありました時、コーナーの主旨に沿うのは難しいと感じましたが、せっかくの機会ですので、「高山右近」をご理解いただく場を与えられましたことに感謝して、お引き受けしました。

さて、会員の皆様、キリシタン大名「高山右近」を、ご存知でしょうか。ここで、「高山右近」について、私なりに簡単に述べておきます。

高山右近は、1552年に摂津高山で生まれ、12歳の時、洗礼を受け「ジェスト」と名付けられ、21歳の時、高槻城主となりました。千利休七哲の一人として知られる茶人であり、金沢城の修復や高岡城の設計に尽力した建築家でもありました。しかし、豊臣秀吉のバテレン追放令により、明石城主から小豆島や加賀藩前田家に身を寄せ、徳川家康のキリシタン禁教令により、マニラに追放されました。マニラでは、聖人・殉教者として歓迎されましたが、1615年63歳で聖なる一生を終えました。

現在、「右近の長男十次郎の子孫が石川県志賀町代田に、右近の次男亮之進の子孫が大分県荻原にいる。」と伝えられています。その長男十次郎の子孫と伝えられているのが、当家です。

当家には、高山節庵(13代当主)の掛け軸が代々受け継がれており、その賛文には、右近の子孫であることが記されております。家伝によれば、マニラから帰国した孫の一人が右近の知行地であった石川県志賀町末吉に腰を落ち着け、その子孫は代々医者をしていましたが、キリシタンゆえに数々の迫害と種々の屈辱にあったことから、一時北海道に移住し、信教の自由が許された大正の初めに田鶴浜(現七尾市)に帰能し、その後、現在の志賀町代田に定住しました。

高山豊次　会員

大分県の高山家とは、祖父の代から親交を深めており、近年は、大分県の高山家から現当主が来宅された折、当家にある高山英明氏(元大分市長・大分県の高山家現当主の祖父)書の掛け軸を掛けて、お招きしたところ、大変驚き喜ばれておられました。当方からは、昨秋、妻と息子夫婦の４人で大分県の高山家を訪ねた折、温かく迎えていただき、奥様の点てたお茶で右近のことを語らい、さらなる親交を深めさせていただきました。思い出深い旅になりました。

前田家とは、現18代当主前田利祐氏が、2001年

4月に石川県をご巡回された際、当家にも訪問していただき、右近像（後述④）の前で、「400年ぶりですね。」と握手していただきました。

また、会員の皆様の中には、ご覧になられた方もいらっしゃるかも知れませんが、NHKが2010年12月に放映した「歴史秘話ヒストリア」で、「高山右近」が取り上げられ、「同じ右近像（西森正昭作）が、五つある。」と紹介されました。その五つの同じ像とは、

① 大阪府高槻市・高槻城跡公園（1972年建立）
② フィリピンのマニラ市・比日友好公園（1978年建立）
③ 富山県高岡市・高岡古城公園（1982年建立）
④ 石川県志賀町末吉・高山右近記念公園（1999年建立）
⑤ 香川県小豆島・カトリック小豆島教会（2007年設置）

で、右近ゆかりの地に建立・設置されており、右近の流浪の旅を感じざるを得ません。

会員の皆様で、この五つの像のお近くにお住いの方がいらっしゃれば、是非、会いに行ってみて下さい。

高山右近記念公園に建立されている右近像（文中④）

高山右近墓所の記念碑（志賀町末吉）

近年、当家には、高山右近の信者や研究者、作家の方などが来宅され、お話させていただきながら、自分自身でも、いろいろ勉強させていただいております。

現代は、ややもすれば人間関係が希薄になり、社会全体が利己主義に走る傾向が見受けられます。このような時代だからこそ、「武将の地位と禄を捨て、信仰を選んだ右近」に学ぶべき面があるのではないかと。常に、品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行わなければならない我々土地家屋調査士にも、右近から何か学ぶべき点があろうかと。感じております。

60年という永きに渡り、土地家屋調査士の仕事をさせていただいたことに感謝しつつ、今度は、先祖が一時移住していた北海道の地に、先祖のことを知っている方がご健在のうちに訪ねたい。と思っております。

ご拝読いただき、ありがとうございました。

九州ブロックコミュニケーションツール活用研修会

九州ブロック協議会主催の研修会が７月15日（日）～16日（月）の２日間に亘って、熊本県熊本市の「国際交流会館」にて開催されましたので、ご報告いたします。

今回開催された研修会は、従来から行われていた研修会のイメージチェンジを図り、新しい知識を参加者全員で共有したいとの思いから、名前も一新し、「九州ブロックコミュニケーションツール活用研修会」として開催されました。

また、会場においては、昨年までの３年間は福岡市内で行われていましたが、場所を替え、今回は九州の中心部に位置する「火の国　熊本」にて開催されました。

受講者の様子（１日目）

「コミュニケーションツール」という言葉を耳にすると、現代では利用者数も多数いるモバゲーやフェイスブックなどのようなソーシャル・ネットワーキング・サービスのことを容易に想像される方もあると思います。

しかし、今回の研修会はそのようなデジタルなツールではなく、土地家屋調査士に不可欠なADRの技法・手法などを含めた意味でのツールを活用することを考えていきたいとの趣旨の下に開催されました。九州ブロック協議会主催の研修でしたが、九州以外からも多くの参加者があり、出席者は合計61名でした。

第１日目【7月15日(日)】

九州ブロック協議会の会長であり、本研修会の立案者である鹿児島会の谷口会長から挨拶がなされました。

第１日目の講師は、「境界問題相談センターちば」の髙橋一修会員です。髙橋会員は、「境界問題相談センターちば」のセンター長であり、講義の前半は「境界問題相談センターちば」が現在行っている運営の方法についての説明が行われました。

その運営方法の中で特徴的なのが、ADR代理の資格を取得した認定土地家屋調査士会員の活用です。

まず電話にて相談依頼があった際、「センターで取り扱う事件なのか？」or「筆界特定制度がいいのか？」or「個人で解決できる程度の問題であるのか？」or「他のADR機関を紹介するのがいいのか」等を判断し、その振り分け業務を行うことをADR認定土地家屋調査士取得会員に任せる方式を採用し、運営を行っているそうです。

そのためか、千葉会では、ADR認定土地家屋調査士の取得率も全国的にみて上位であるようです。さらには、ADR認定土地家屋調査士によるセンターへの申立（弁護士との共同受任）も数件あり調停解決事例もあるという、かなりADR認定土地家屋調査士の利活用を考えたうえでの運営を行われているという内容でした。

講義後半は、調停が成立した際の和解条項を作成するうえでの留意点についてお話がありました。和解条項をまとめどこまで書くのかが重要で、基本的には、

①所有権の及ぶ範囲
②動産（杭や塀など）の撤去や設置
③金銭の支払い及び期日
④登記
⑤調停費用
⑥精算

などといった条項の記載が必要であるということでした。その後、「境界問題相談センターちば」にて作成されたビデオを視聴しました。これは、調停の始まり→調停成立→和解条項記載までの流れを作成したもので、新しく相談員や調停員になられた会員を対象にした研修用に利用されているそうで、初心者にも非常に解かりやすい内容でした。

第2日目【7月16日(月)】

第2日目は、「境界問題相談センターちば」の調停人である松川慶三会員からお話がありました。松川会員は、弁護士と土地家屋調査士による共同代理による申立がなされた際の調停人を務めた経験があり、その際に気づいたことや注意点などのお話がありました。また、松川会員は、ADR認定土地家屋調査士として弁護士と共同代理にて、「境界問題相談センターちば」へ申立をなされた経験もあり、その際の注意点などに関しても併せてお話がありました。

それぞれの立場の違いから思うところをお話しいただき、今後、自分たちが実際に行う際の参考になったのではないかと思われます。

講義の後半では、会場にいる皆さんで、ブレーン・ストーミングが行われました。このブレーン・ストーミングとは、数名のメンバーにより特定の議題について、ルールに従って自由にアイデアを出し、話し合いをさせるものです。今回のルールとしては、

①人の意見の批判はするな。
②自由奔放・思い付きの意見でもOK。
③質より量。
④「前に意見した人と同じ」は禁止。

といった、4つのルールにより行われました。題目は「ADR認定土地家屋調査士の活躍の場を作るには？」というものです。

最初は、「なぜ、ADR認定土地家屋調査士を取得したのか？」から始まり「ADR認定土地家屋調査士へのメッセージ」、「今、何をやるべきか？」など様々な意見が飛び交い、中には、「なるほど！」と納得させられるもの、「面白い発想だなぁ…」と思えるものなど、数多くの意見を伺うことができ非常に盛り上がったものとなりました。

人と人との会話・コミュニケーションは、よくキャッチボールに例えられます。キャッチボールは、当然、相手が取りやすいボールを投げます。速すぎたり、強すぎたりしてはいけません。会話も同じです。難しすぎたり、速すぎたり、長すぎたりすると、相手に伝わらなくなります。では適度な速さや長さの会話というものは、難しいのでしょうか？

たしかに、高いコミュニケーション能力というのは一朝一夕に身につくものではありませんが、特別な技術を身につける必要があるわけでもないとも思います。

①相手の話の腰を折らず最後まで聞いてから、自分の意見を伝える。
②常に自然な笑顔をこころがける。
③こちらが一方的にしゃべらず、相手からも会話を引き出す努力をする。

など、以上のようなことを少し気にして、会話を楽しむことができれば、「コミュニケーションをうまく取る」ことに繋がるのではないでしょうか…。

最後に、初日の研修会終了後の懇親会中に、コミュニケーションを取るうえで、現代社会では欠かすことのできない『携帯電話(コミュニケーションツールのひとつ)』を紛失した会員もおられ、その方は右往左往され、慌てふためいておられました(最終的に携帯は見つかりましたが…)。

我々土地家屋調査士が日ごろ行う業務の中では、人とのコミュニケーションをいかに取るか、ADRの技法等をどのように利用していくかということがとても大切になります。

そのことを再認識するとともに、現代では欠かすことのできない携帯電話等のコミュニケーションツールも、無くてはならないものであることを再認識した研修でした。

(福岡会　日野智幸)

受講者の様子(2日目)

ブレーン　ストーミング

東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター

設立10周年記念シンポジウム

2013年(平成25年)6月22日(土)午後2時から、新宿区市谷八幡町にあるTKP市ヶ谷カンファレンスセンターにおいて、東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター設立10周年記念シンポジウムが140名出席のもと盛大に開催されました。

シンポジウムは、境界紛争解決センター佐々木義徳運営委員の司会により進められました。

開会挨拶として、境界紛争解決センター小林庄次センター長から、皆様方のご協力のもと10周年記念シンポジウムの開催となったことのお礼が述べられました。

國吉会長

続いて、國吉東京会会長から、「境界紛争解決センター10年の歩み」として次のような挨拶がありました。

平成15年6月に境界の専門家である土地家屋調査士の知識経験と、法律の専門家である弁護士の知識経験を活用し、境界紛争を簡易、迅速に解決すべく、東京3弁護士会(東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会)の協力を得て運営する裁判外紛争解決機関(ADR)「東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター」を、愛知会、大阪会に次いで第3番目のセンターとして開設いたしました。第二東京弁護士会の山﨑司平先生、出井直樹先生から意見をいただき、センター規則の制定、規程の整備を行い、3弁護士会と東京土地家屋調査士会との間で協定書を結ぶことができました。山﨑司平顧問弁護士の、「ADRは制度ではなく運動である。従ってボランテイア精神をもって臨まなければならない。運動であるから走りながら考えれば良いし、足りないところは補足していけば良いし、不都合な点は改良をしていけば良い。とにかく走り出すことが大切なことだ。」という精神のもとにこれからも進んでゆく所存です。

■基調講演
「隣地紛争解決手続の高度化を考える」

山田文氏(京都大学大学院法学研究科教授)

ADRという紛争解決手続は、1922年の借地借家調停法から始まり、翌年の関東大震災の時に、文化的背景のもと根づいた。1990年、第二東京弁護士会による弁護士会仲裁センターが設立され、本当のADR時代の幕開けとなった。2004年になると専門的経験則の活用、迅速化の要請、実情即応性のもとADR法ができた。現在は5年経過後の見直し検討中である。ADRは規範に厳格にこだわる必要はなく、交渉をどれだけ効率化するか、最終的な合意を豊かなものにするため当事者の意思をいかに入れるかが重要である。隣地紛争の解決手続は、行政型ADR・司法型ADR・民間型ADRそれぞれの特色を生かし相互連携が法律上の義務となっている。また、紛争のマネジメントとして、潜在的な紛争はどのくらいあり、どのくらいアプローチできているのか。早くて簡単なファストトラック、じっくり時間をかけ鑑定を取り入れながらなど、ニーズに応じたメリハリのある手続の特色を出しながら、外部者の目を取り入れたアプローチなど風通しのいい専門家のジャンルを発展させていただき、裁判所からの信頼を得、民間ADRの地位を高めていただきたい。

山田文氏
(京都大学大学院法学研究科教授)

■事例報告1

申立人は、自宅測量の結果、現況地物(占有範囲)と筆界が相違していることが判明し、筆界範囲までの占有を確保したいと考えて申立書を提出。相手側は弁護士に依頼し応諾。期日で、紛争解決委員弁護士から、このままの状況では法的に相手側の時効取得が認められる可能性が高い、と申立人に説明。また、相手側からは金銭解決の提案を受ける。申立人は和解金による解決をする意思のないことを確認し和解斡旋は不可能と判断。取り下げ書を提出し事件が終了。

個別面談方式と同席調停方式をどのように決めたのか。申立人の真意はどうだったのかとの質問があった。本人は、相手方本人と直接話がしたかったようである。担当者の感想として、第3回期日から最終期日までの間に1か月の期間が空いてしまったことが悔やまれるとのコメントがあった。

■事例報告2

公図上に存在する無地番地が、現地に於いてその位置が特定できないことによって起きた境界紛争の事例。

近隣関係が良好であるため話し合い解決が可能と判断した申立人が申立。申立人A（個人）、相手方B（個人）、相手方C（法人）、相手方D（行政）と、多数当事者による調停。相手方Dの主張は、払下げを含め最終的には境界確認申請手続による処理を要望。また、関係人全ての承諾が必要であることを主張。申立人Aほか関係者の意見を踏まえ、無地番地を取り巻く広域な鑑定測量が必要であると紛争解決委員が提案。この提案に関し申立人は筆界特定制度への手続移行を決断し、本事件の申立を取り下げ本事案の終了。

筆界特定制度への移行の際の資料引き継ぎ、了解承諾の問題。筆界特定後再度申立の際の費用の問題について意見が出された。

■事例報告3

マンション業者と隣接するマンションの管理組合との境界問題を扱った事例。

申立は、マンション管理組合の理事長から。既存の境界標と既存コンクリート塀との位置がズレていることに起因する境界の認識の違いから問題がおきた。このケースでは客観的な境界鑑定を実施して解決に導いた。

意見質問として、紛争解決委員が境界に関する意見書を求められた場合、当事者に提示できるのか。和解契約書の中身については、将来の不安要素を丁寧に聴き取った内容が盛り込まれている非常によく考えられた内容になっているとのコメントがあった。

事例報告3

■全体総括

出井直樹弁護士（第二東京弁護士会）

『規則、協定書の打合せから係わり10年がたったのだな、という思いである。この境界紛争解決のADRは、①制度上の特色としては、専門ADRであるということ。法律家と土地家屋調査士による連携、コラボで紛争を解決する。ともに協働して手続きを行い、運営もまた両者で行う特色を持ち、正に画期的なADRである。また、事前相談との連携も特色の1つである。相談からADRの申立につなげていく→システマチックにできている。②扱う紛争としてはむずかしい分野である。紛争解決委員に対する忌避の申立があったケースがあるが、当事者といかに接するか、むずかしいところがある。多数当事者、所有権、共有、相続、相隣関係、筆界特定、役所が絡む問題などなど。境界問題は、脚光をあびる分野ではないが、この問題をいかに解決するか、需要がなくなることはないものと思っている。この10年の経験を次の10年に生かしていただき、ADRを発展させていただきたい。』

最後に、境界紛争解決センター大倉健司運営委員による『我々はまだまだスタート地点に立った程度である。これからもセンター全体で、紛争解決委員とともに研鑽を高めていきたい。』との挨拶があり閉会となりました。

広報員　羽鳥光明（東京会）

我が会の会員自慢

VOL. 20

群馬会　『90歳、ロマンはこれから！』

群馬土地家屋調査士会　渋川支部　　新保　嘉藤治

去る5月31日、群馬会定時総会式典の部、顕彰規則第6条表彰（通算10年以上満90歳以上）において、ひときわ声のとおる、背筋がまっすぐな会員さんが表彰を受けられておりました。息子さんかな？と思っていたら何とご本人とのことで、この先生はなんでこんなにも若々しいのだろうと、今回取材をさせていただくことになり、若さの秘密が少しづつ解けてきました。そんな素敵な新保嘉藤治先生をご紹介いたします。

群馬土地家屋調査士会　広報部長　　小井土　努

新保先生の事務所は、およそ土地家屋調査士事務所とは思えない、おしゃれなカフェ？アンティークなインテリアとオーディオの似合う部屋。息子さんに、おいしい紅茶をいれていただき、お話しを聞き始めたとたん、新保先生のペースとなり、まず録音された「男の晴れ姿」という歌を拝聴いたしました。

♪♪　故郷越後を幾年すぎて、男ひとすじ力のかぎり、はてない夢を胸に秘め、やっと朝陽が射してきた、かけた情けの幕があく、おしどり人生やさしい笑顔、夢をひとすじ夫婦のあかり、胸に渦巻くいのちの火も、想いキラキラ七つ星、うかれ踊りの笛太鼓、人生峠は夢見る峠、酔えば面影いとしく湧いた、季節めぐればよろこびに、君の衣に身をつつみ、舞うは男の晴姿　♪♪

この度、この歌でCDデビューするということです。嗚呼あっぱれ！お見事です。先生は、新潟で生まれ、陸軍航空隊、商事会社等、様々な経験を重ね、現在では、土地家屋調査士をしている傍ら、地域の人たちの良き相談役としても大活躍をされているようです。様々な業種の人たちとの交流の中で、人あっての自分、人にやさしく自分にきびしくを学び、争わない気持ち、一歩ひいて物事を見る意識を養ってきたと先生はおっしゃいます。楽しいこともあれば苦しいこともあるが、苦しい体験こそ、生きようとする力が湧き、強い人間に成長する。失敗を隠したり、お世辞を言ってその場を逃げ切ると必ず後で悪い方に出る。苦労は楽のもと。大変な時こそ楽しく、笑うことが大切。

90歳になっても、なお若々しくいられるのは、まず自分を若くすること、相手に好印象を与えるための身なりをすることで、話しをするための準備、すなわち、教えるための心構えができる。お酒を飲み、歌を唄い、踊りもする。まだまだ現役バリバリです。朝残らない酒は良い。楽しい酒がいい。歌はけんかもなく、男女の差もない。踊りは呼吸が大事で、健康にも繋がる。常にロマンをもって行動すること。これが若さ、健康の秘訣だと言います。

今回、CDデビューも果たし、更には、佐渡おけさを本格的に教える研修のため、佐渡にも行ってくるそうです。人にものを教えるには、まず自分を若く保ち、精神的にも冷静になって集中する必要があります。教えることで、心のおみやげをもらっているという先生の言葉は、土地家屋調査士の仕事にも

直結していると思いました。

取材終わりに、うなぎをご馳走になり、重ねて、コーヒーも頂戴し、更には、駐車場からの交通整理までしていただきました。このままだと、夜の部？もありそうなので取材を終えました。本当に元気で、やさしい素敵な先生です。このバイタリティーこそ、若さの秘密だと思いました。私も先生のようにがんばらなければ！

最後に「新保嘉藤治の詩」をご紹介し、失礼いたします。

♪♪　し：渋川ぬくもりあじさい公園
　　ん：運をみがいてゆうゆう生きて
　　ぼ：ぼたん花咲く正蓮寺
　　か：賢く清く誠実に
　　と：ときめく心は若さの秘訣
　　う：浮いた噂も遠い夢
　　じ：じんと胸打つ幸福桜　♪♪

大分会　『ホタルと私』

大分県土地家屋調査士会　　浪瀬　弘道

今回、大分会が御紹介いたしますのは、大分県の東南部に位置します臼杵市に在住の浪瀬弘道会員です。登録23年目を迎えたベテラン会員です。会のために大変な御尽力を頂いており、尊敬する土地家屋調査士のお一人です。独特な口調で怖そうに見えますが、実はとても優しい先輩土地家屋調査士です。私も土地家屋調査士になりたての頃、業務に関していろんなことを教えていただきました。大分会の中でも私と同じ想いの方は、少なくないでしょう。今回の記事を書いていただき、改めて浪瀬会員の人となりが分かりました。感謝。

大分県土地家屋調査士会　広報部長　　大野　保洋

ホタルとの出会い

小学校6年生になる年の3月、数人の友達が冷たい河原でホタルの幼虫を捜した。収穫は無かった。この後もう一度捜すこととなり、人数を増やすため、同級生を勧誘していた。あまり興味もなかったが、誘われて、雨の降る冷たい河原で、幼虫の活動を待った。

午後7時半頃から、幼虫が光りながら川から上陸して来る。小川の河原は8時を過ぎると足の踏み場もないほど、ホタルの光でいっぱいになった。その光は石垣を登り、道を横断して民家の床下にもぐっていった。快晴の夜空に光る星よりも、すばらしく、見たこともない光景にただ見入ってしまった。これがホタルとの出会いです。完全に魅せられた。

ホタルの勉強

5月にホタルが舞うまでに、大分県立舞鶴高校生物教師の秦野多喜生先生を訪ね生態や飼育の基本を教わった。この先生は昭和38年の大分国体の際、天皇陛下にホタルをお見せした先生です。

それから中学校卒業までの4年間、ホタルの生態

観察や飼育実験を行い、ホタルの生態については、教わった知識を自分のものにすることができた。

そして中学校を卒業し、大分県立臼杵高校に入学する予定でしたが、父の転勤で、入学したのは、知人友人が一人もいない熊本県立人吉高校でした。

一年生のクラス担任が生物教師でしたが、クラスに生物部に入部する者がなく、教師の落胆の様子を見て、生物部に入部した。

人吉地方は、植物や昆虫の愛好家が多くて、各自がテリトリーをもって観察活動を行っており、シダ植物やトンボ、蝶は他人のテリトリーに割り込んで活動しなければならない様相であったが、ホタルは誰もおらず、どこでも観察活動をすることができた。

誰もいないので、物珍しさからか、放課後の部室は卒業生や昆虫愛好家の先生たちが訪問してきた。この人たちが人吉高校での最初の友達となった。中学教師、鉄道員、大学生、八百屋の店主、大工等の先輩諸氏である。

休日は、昆虫談義に花が咲き、仕事も忘れてしまうので、いろいろな仕事の手伝いもさせられた。鉄道が好きだったので、鉄道員との鉄道話は特にうれしかった、本格的な鉄道好きになったのはこの時からである。日曜日はよく蒸気機関車と遊んだ。大学時代には鉄道模型に取りつかれ6畳一間がレールに埋め尽くされた。

協力もよくしてくれた。「ホタルが少なくなっているから何とかしろ」、と先輩諸氏からの意見で、大量飼育を始める。家で飼っていた千匹の幼虫を、農薬散布の粉が水槽に入り全滅。部室に置いたヘイケボタルの水槽に大量のボウフラが湧き、蚊が発生、部室は蚊だらけで女生徒から嫌われ者となる。

よく遊んだ機関車

しかし、わき目もふらず、勉強もせず、大量飼育に情熱を燃やし、あだ名はホタル馬鹿。しかして2年生の時、熊本県生物教育研究会で金賞を受賞。

ホタルとの別れ

3年生になって、進路指導。「お前が現役で入学できる大学は一校もない。」と言われ、ホタルを脇において受験勉強をすること半年。無事合格。高校に報告に行くと「学部は？」と聞かれて「法学部です」。先生がおうむ返しに「工学部か」

「いいえ法学部です」。先生「農学部か」「いいえ、はひふへほの法学部です」

先生「なんで法学部なんだ。違うだろう」「でも法学部なんです」

人吉を離れる時、法学部ではホタルともお別れと思い、熊本県生物教育研究会で金賞を受賞した時の研究誌だけを残し、それまでの資料や写真はホタルと生態が一番近いのはトンボなので、地域で一番トンボに詳しい中学校の校長先生にすべて譲り渡した。その後、校長先生は退職され、熊本県ほたるを育てる会の設立に際し貢献された。もちろん資料の基礎となったのは、私の成果です。

ホタルと再会

大学を卒業して三年目、父がまた臼杵勤務となった。「お前、どうする？」この一言で、仕事を辞め、臼杵に舞い戻った。

舞い戻った臼杵では、バンド活動、サークル活動、労働運動と青春を謳歌していた。

加入していた臼杵音楽連盟が、臼杵市出身で早春賦の作詞者吉丸一唱の顕正運動をすることとなり、早春賦の舞台となった長野県の安曇野や吉丸が教鞭をとっていた東京音楽大学などで資料収集をしているときに、ホタルの基歌を吉丸一昌が作っているとの資料が出てきた。「ホー、ホー、ホタル来い来い水やろう、あっちの水は苦いぞ、こっちの水は甘いぞ、ホー、ホー、ホタル来い来い水やろう」で、苦い水は海水、甘い水は真水、海に近くないと、この発想は出てこない。だからこの歌の舞台は臼杵だ。勝手な発想から、顕正運動の一環としてホタルを復

活させようという話になり、8年ぶりに臼杵でホタルを再開することとなった。

その後、平成4年に臼杵ほたるの会を組織し、保健所などと協力して自然観察会などを行った。大分県ほたる連絡協議会の発足にも参加し、県下のホタル団体との交流も盛んになった。そして、全国ほたる研究会で顧問をされていた横須賀自然博物館の大場先生の助言もあって自然観察指導員となった。大場先生は日本のホタル研究では現在、第一人者であり、著書も多い。

自然観察指導員講習は三浦半島で受けた。先端は城ケ島である。講師の先生が、実に面白く、いろいろな話をしてくださった。皆さんが動植物を通して皇室とのかかわりのある博士だったので、皇室の裏話は特に面白かった。やっぱり一般人ではないなと思った。

土地家屋調査士開業4年目、臼杵市で港湾の埋め立て計画が持ち上がり、自然破壊につながると反対運動が始まった。市役所、土木事務所、県庁に折に触れおもむき、中止を求めたり、計画変更を求めたりした。このとき官公庁側で、「あいつは何者だ。理屈をこねる。妙に内部事情に詳しい」と言っていると噂話が入ってきた。後で、土地家屋調査士であることが判り、「敵に回すと厄介者だが、味方にするとたいへん力強い」とのこと。私にとっての公共嘱託登記業務は、この時に種がまかれた。現在、信頼は絶大である。

土地家屋調査士会や公嘱協会の役員を仰せつかってから、土地家屋調査士業務に暇がなくなり、ホタル活動もできない状況が10年ほどになる。

昨年、大分県ほたる連絡協議会で一緒に事務局として活動していた者から協議会の資料を預かってと連絡があった。連絡協議会は休眠状態であるとのこと。詳しく聞いてみると、「中心になって動いていた先輩諸氏がほとんど高齢のため亡くなっており、活動できる状態ではなくなった。資料を預かってもらえる人は、貴方しかいない。」

近隣の団体を訪問してみると、復活させたいと思うけど中心になってくれないかとの要請。臼杵ほたるの会も戻ってこいとの声。

土地家屋調査士会や公共嘱託登記協会の役員をしている間は暇がとれない。還暦になることだし、また開業当時の気ままな土地家屋調査士になって、ホタルを始めるかと思っている。さてどうなるかな。

土地家屋調査士会員の皆様へ

あなたの回答が正確な実態統計を築き、全会員の事務所を育てる！

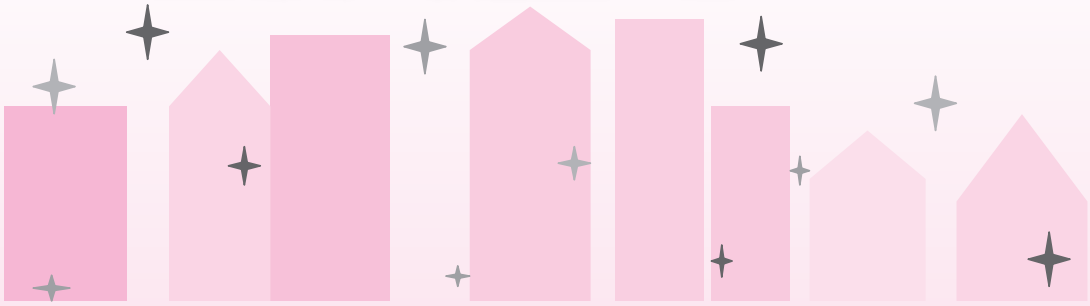

事務所形態及び報酬に関する 実態調査

ご協力ください！！

連合会ホームページ

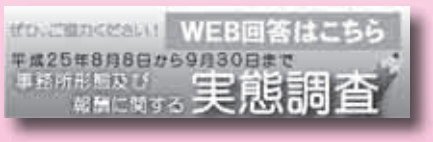

または

郵送された調査票によりご回答ください

平成25年9月30日締切り

ちょうさし俳壇

第340回

使ひ川　水上陽三

天地の洗ひざらひに土用入
想定は小をんななるむ竹夫人
窓の風夜更けて秋の声となる
迎火の水に映れる使ひ川
花火大会中止となりし駅ホーム

雑詠　水上陽三選

大き目の座椅子窓辺に夏の月　東京　黒沢利久

炎天や足場を渉る塗装工
夕蝉や大規模修理進行中
八月やふたりの母の忌のつづく
夕焼や都知事夫人の逝きし空

意気込みし程は続かず草むしり　茨城　島田　操
香煙や考妣(ちちはは)偲ぶ生身魂
語り部も米寿過ぎたり終戦忌
手花火や家族が庭に輪となりぬ
秋暑し身に添ふ自愛てふ詞

深閑と読経聞きゐる蝉の穴　愛知　清水正明
酢の町の蔵影揺らす水馬
しっこする鴛(をし)蝉もゐて蝉時雨
沈黙は生きる手だてや蟻地獄
おぼろげな夢追ふ烏瓜の花

もつれゆく絆のありぬ梅もどき　茨城　中原ひそむ
病んでより妻愚痴言はず水中花
夏痩せもなく病む妻や日々臥して
迎火を焚くや曾孫をはべらせて
生き甲斐のひとつに妻を看とる秋

先輩の経験談に夏の空　兵庫　げんばびと

合宿の鼾合戦熱帯夜　岐阜　堀越貞有
でこぼこの道ぬけ祖父の墓参り
スキップして菓子屋へ行く子秋楽し
闇の中追ひつ追はれつ恋蛍
だんだんと無口となりし熱帯夜

今月の作品から　水上陽三

炎天や足場を渉る塗装工　黒沢利久

一読、炎天下高い所に組まれた足場を塗装工が渉っている状況が脳裏に浮かぶ。塗装工事は夏場に行われることが多く、相手が鉄骨などであれば炎天下の工事に寄せる作者の思い入れも多いだろうが、塗装工の身軽な仕事振りにはむしろ誇りのようなものが感じられる。

意気込みし程は続かず草むしり　島田　操

季話は草むしり。農家は畑の草むしりに追われる夏の作業は意気込みだけは盛んであるが、長続きはしないと言う自身の心境と実態を訴えている。

深閑と読経聞きゐる蝉の穴　清水正明

今時、寺の庭には数多くの蝉の穴が見られる。蝉穴はどれ程の深さがあるのか調べたことはないが、蝉穴には掘って出る残土は見られない。それゆえに暗い穴を見ると深閑とした雰囲気が多く感じられる。あたかも読経を聞いているように。

生き甲斐のひとつに妻を看とる秋　中原ひそむ

夫婦はいずれどちらかが看とらなければならない運命にある。しかも看とることを生き甲斐だとする夫婦に敬意を表さなければならない。爽快な秋は病む者も看とられる者にとってもしのぎ易い季節である。夫婦愛そのもののような作品といえよう。

合宿の鼾合戦熱帯夜　堀越貞有

運動部の合宿であろう。熱帯夜何処吹く風と快い疲労を払拭させる豪快さ。

兵庫会

「FMゲンキ 調査士のモノサシ」

姫路支部　岡﨑　直代

『会報HYOGO』第548号

皆さん「**調査士のモノサシ**」聞いてくださっていますか？

なんだかシラーとした空気が漂っているかな…。

平成23年10月12日に第一回放送が始まりました。なぜか総合役員会にお呼びがかかり、その役割分担にFM担当（岡﨑）とありました。何のこと？どういうこと？増田支部長、小池副支部長の何ともことわり切れないというか、そんなオーラを出しておられ、熱意に引き込まれてしまった感じだ。いままでの私からは考えられない結論。

なんと毎月第2、第4の水曜日16時15分から25分までの生放送。まずタイトルの検討、調査士会のロゴで武士が刀を斜交いに差している姿から、支部長の発案もあり測量をすることに掛け「調査士の**モノサシ**」で全員一致。

毎回1時間程前に集合し、その時にテーマ？を出し合い、まずは我々の資格名を認識というか、知って頂こう、どういうことをする人？をさしあたりの目標に、原稿を作らず、その場の流れに沿い進行することを軸とし、広報に向けていこうと。パーソナリティ（脇朱紀さん）の軽妙な受け答え、質問、驚きのアクション等があり、出演者は発言する前に「チーン」とベルをならすのですが、私はそのタイミングがちぐはぐになったり、おもわず体がマイクよりのりだし、ディレクター（伊丹さん）があわてたりと時間は瞬く間にすぎます。毎回最後にまとめというか、一言が私の担当となりました。

脇さん：それでは担当の岡﨑さん準備お願いしまーす！

ヘッドホンをはめ「イヨーポンポン」鼓が鳴り、この時が私にとっては、緊張が最高になる時間です。まさにこのようなやりとりは、人となり性格が出てしまい、恥ずかしい思いがいっぱいです。その割に歳のせいか厚かましいことを言ってしまったり…。

スタッフの皆さん、またなにより他の出演者の温かい助言をいただき、回を重ねるごとに連帯感を心に刻んでおります。

第1回の放送を聞いてくださったお仲間が、最後の一言がほのぼのとした異空間を作りだしているが、もう少し甘えた感じがあると良いのに…とのはげましのメールをいただき感激。

只私には一番苦手なところを指摘され、悩みました。その放送開始以降「境界」「杭」「屋根」「立ち会い」等などの言葉に敏感になり、看板などにも立ち止まっている自分がいたり、違う自分がみられたり、この体験をいまでは感謝しています。

「**モノサシ**」ということにつき、自分がこう思うのだから、他人もこう思うはずではなく、みんな違うのがあたりまえという前提で考え行動をし、言葉を発することが大切だと。自分の「**モノサシ**」と他人の「**モノサシ**」は異なるんだということを常に心にとどめて歩んでいけたら、と大いに勉強になった「調査士の**モノサシ**」です。6月10日（月）に原稿依頼、明日12日の放送のテーマなんにも思い浮かばず、頭真っ白に（髪の色も）なっています。たすけてー皆さん！

神奈川会

「予想される大地震の前に」

大和支部　岸本　博文

『神調報』418号

震災刈りって知っている？ヘアスタイル？ふざけた事言うな！どうせ今時の平和ボケしたガキの悪ふざけだろう。痛ましい地震災害を遊び半分なことに結びつけるとは何と軽薄な……

とおもいきや、実際に関東大震災（大正12年）の後に流行った髪形だと言う。そしてその型は七三の短方を刈上げ、七分の方は横に流すだけ。ご存知の男性の髪型七三の三の部分だけボーズにしたイメージです。

震災刈りとは名付けこそ悪いが、単なる流行でなく、関東大震災後生活は貧窮し、今日のように風呂に入る事すら間々ならない状況下において理に叶った生活から生まれた知恵（髪型）に後から付けられた呼び名らしい。また、不景気な時には短髪が流行る傾向にあるとか。

東日本大震災（3.11）後連日地震に関する専門家、有識者の情報をメデアが取り上げている。阪神淡路（1995年）、十勝沖（2003年）、新潟中越（2004年）、東日本大震災（2011年）、海外に於いては中国の四川、インドネシアのスマトラ島沖、等々。

気象庁が発表するこの地震の震度〇〇の数値は現在自動計測器（日本全土に約5000箇所）により測定されたものであるが、1996年以前（ほんの17年前）までは気象庁の職員の体感や建物の被害状況を階級表に当てはめて震度を決定していたと言うのだから驚きである（気象庁の職員数は現在数千人規模と聞く）。しかし、過去の巨大地震については文献によるその記録はあっても原因等詳細な資料はなく現在専門家、有識者が断層及び地層を調査して過去の研究をしているのも素人から思えば理解できないのは私だけだろうか。いっそのこと地震関係は気象庁から分離して地震庁をおいて研究しては如何？

宇宙科学と電子計算機の発達と共に宇宙旅行は既に米国の某旅行会社が募集しているとか。火星に行って帰る事もできるのに、人類の住む足元、地球の内部はいまだになぜ確たる解明ができないのだろうか。私は土地家屋調査士です、だから地表の事しか分りません、専門家の皆さんごめんなさい。

地震後に『そういえばこんな事があったが、もしかしたらその前兆かも』と色々な現象が報告されています。科学的根拠の有りそうなのは、微震の急激な増加、火山の噴火、大気に放射される電磁波の異常な増加、河口湖の水位の低下、井戸水の温度や水位の変化であり、科学的根拠がないが動物の異常行動、カラスの群れ、相模湾の深海魚等は後から『そう言えばあの時、もしかしたら』である。しかしこれらも無視できない現象である。

そう言えばナマズは最近どうした？

近年に予想されている東海地震、南海地震等専門家が日夜研究し、また政府や各自治体がその地震及び津波予報をいかに迅速に発表して国民、住民に知らせ、人命被害を最小限にし、減災するか情報の伝達態勢を整えています。

しかし水を注すようですが、予測されている巨大地震の発生前に前兆地震情報として伝達される事は100パーセントないでしょう。専門家の意見とメデアの情報は当然ですが、過去の「あの時そう言えば」の後づけ現象もまた、前兆として判断すれば意味ある事とおもいます。

昨年2月、神奈川会一般研修会において、宮城会会長、鈴木修先生の体験談、テーマ『土地家屋調査士が体験した震災』はその生々しい状況を講演して戴きました。咄嗟の時の行動を各自シュミレーションしておきましょう。

会長レポート

REPORT

7月16日
～8月15日

7月

18日

公益社団法人 全国国土調査協会 第52回定時総会懇親会

PM3:00　塩崎恭久代議士が、連合会に来所。国政の状況等を伺い、今後の見通しについて意見交換。

PM4:00　全国国土調査協会定時総会懇親会に出席。

宮下会長が秋田県選出の金田勝年衆議院議員に交代となり、ご挨拶した。

地籍問題研究会でもお世話になり、土地家屋調査士業務に理解を示されている、常任理事の小笠原希悦さんとも歓談。

19日

第58回東北ブロック協議会定時総会

会津若松市にて開催された東北ブロック協議会定時総会に出席。

小宮山秀史仙台法務局長、田畑恵一福島地方法務局長他にご挨拶。

震災復興関連業務について協力要請などを受けた。

総会翌日は、意見交換会。冒頭で「連合会に思うこと」と題して講話する。

鶴ヶ城 飯盛山を案内していただいた後、帰路につく。

25日

日本税理士会連合会　第57回定期総会懇親会

会務処理（第2回総務部会等に出席）

総務部会、業務部会に出席。

PM4:00　日本税理士会連合会第57回定期総会懇親会に出席。

4期目の再選となった池田隼啓（としひろ）会長にご挨拶。

麻生太郎財務大臣、谷垣禎一法務大臣他が来賓でご挨拶された。

税理士は会員73,000人、公認会計士は33,000人。

日本の中小企業は約260万社の税務申告に寄与しているとの情報に触れる。

税理士会は過日、［納税者の立場に立った地方税の電子申告］を総務大臣に建議したと柴山副大臣が祝辞で話された。我が日調連も早急な検討の必要性を痛感する。

26日

法務省民事局民事第二課との打合せ

日本測量者連盟　役員会及び懇談会

AM11:00　加賀谷副会長と民事第二課長訪問。

隣接不在地主の調査に関して再要望し、前向きな回答を得る。今後は継続的に制度対策本部にて対応するよう指示した。

PM1:30から日本測量者連盟役員会に出席。日調連は理事職であり、会長は日本測量協会会長、副会長は全国測量設計業協会連合会会長。測量協会には認定登記基準点検定の件を、全測連には業際の件を含めてご挨拶。来年のFIGは、マレーシアのクアラルンプールでの開催であるため、マレーシアより関係者3名が来られ、参加要請のプレゼンをされた。

PM4:00　連合会事務局に戻り、研修部会に出席。

29日

平成25年度第7回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

＜協議事項＞

1　制度対策本部、復興支援対策本部及び各種委員会等における委員等の選任について
2　連合会会館（シティ音羽）の処分について
3　日調連特定認証局の民間認証局への移行について
4　役員打合せの運営等について
5　平成25年度第1回全国会長会議の運営について
6　隣接土地所有者が不明である場合の措置に関する対応について
7　平成25年度第2回全国会長会議の日程について

正副会長会議。
制度対策本部員、各種PT、委員会委員などの人選等について協議。
音羽会館の処分問題、認証局移行の件、全国会長会議の開催時期についても協議。
終了後、地籍問題研究会幹事会にお邪魔し、ご挨拶させていただく。

31日

2013地籍シンポジウム in 中部

2013地籍シンポジウム in 中部に出席し、中部ブロック協議会の神戸会長の開会の辞に続いて連合会長としてご挨拶させていただく。
シンポジウムは450人を超える参加者があり盛会であった。

8月

1日

第3回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、椎名監事出席
＜審議事項＞
1　制度対策本部、復興支援対策本部及び各種委員会等における委員等の選任について
2　「復興測量支援連絡会」への参加について
3　連合会会館（シティ音羽）の処分について
4　日調連特定認証局の民間認証局への移行について
＜協議事項＞
1　平成25年度役員打合せの運営等について
2　平成25年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
3　平成25年度第1回全国会長会議の運営等について
4　監査会に提出する「業務監査チェックシート」について
5　平成25年度第2回全国会長会議の日程について
6　相続税の課税基準変更に伴う表示登記業務への取組みについて
7　「権利図」名称を記した図面発行と広報について
常任理事会。
音羽会館の処分問題、認証局の移行、制度対策本部、PT、委員会の組成について協議。
翌日に予定している役員打合せ会、オリエンテーションに関しても協議。

2日

役員打合せ

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席
＜打合せ事項＞
1　連合会組織及び会務等全般について
2　関係省庁に対するこれまでの取組み及び今後の土地家屋調査士の状況予測等について
3　関係省庁の組織構成と行政特徴について
4　土地家屋調査士を取り巻く状況について
5　連合会役員としての心得等について
6　意見交換
7　土地家屋調査士国民年金基金について

平成25年度臨時理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事出席
＜報告事項＞
1　平成25年度第2回全国会長会議の日程変更及びこれに伴う連合会各種会議の日程変更について
＜審議事項＞
1　連合会会館（シティ音羽）の処分について
AM9:30から役員打合せ会、オリエンテーション。初めての試みであったが、多くの理事から発言もあり有意義な打合せであった。
11:30から13:30まで臨時理事会を開催し、音羽会館の処分問題について方針決定。
近畿ブロック協議会から、杉本ブロック会長、加藤大阪会長、神寶大阪政連会長ほか二名来所。意見交換を行う。

7日

保岡興治議員「衆議院議員保岡興治モーニングセミナー定例会」

岡田副会長同席

日調連・全調政連・全公連による三者打合せ

各副会長、海野常任理事出席
AM7:30から保岡興治代議士モーニングセミナーに岡田副会長と共に出席。
PM2:00から政治連盟、全公連との三者会議各組織から事業計画等につき報告があり、日調連の取組みや政治連盟における政治対応、全公連の取組み等につき協議を行った。

会務日誌　7月16日～8月15日

7月

23日～24日

第1回研究所会議
＜協議事項＞
1　平成25年度の研究所運営及び研究方針について
2　研究員候補者等について
3　研究所全体会議に向けて
4　研究所会議の開催及び運営方法
5　研究所の役員・研究員・担当職員で運用するオンラインストレージについて

24日

第1回社会事業部会
＜協議事項＞
1　公共嘱託登記関連業務の環境整備に関する事項
2　土地家屋調査士関連業務の拡大
3　登記所備付地図の作成及び整備に関する事項
4　ADR認定土地家屋調査士の活用と土地家屋調査士会ADRセンターの支援等に関する事項
5　日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
6　土地家屋調査士会が取り組む防災協力等、社会貢献への取組み
7　各種委員会・PT等委員の選任について

第2回広報部会（電子会議）
＜協議事項＞
1　平成25年度広報部事業の具体的執行計画について
2　「事務所運営に必要な知識」について
3　9月号以降の表紙に使用する写真について
4　広報員の選任について

25日～26日

第2回総務部会
＜協議事項＞
1　平成25年度総務部事業計画に基づく執行計画について
2　各種委員会委員等の選任について
3　平成25年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
4　平成25年度第1回全国会長会議の運営等について
5　役員打合せの運営等について
6　日調連特定認証局の民間認証局への移行について
7　監査会に提出する「業務監査チェックシート」について
8　連合会会議室における無線LAN環境の改修について
9　土地家屋調査士会からの照会について

第2回業務部会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
2　土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について
3　筆界特定制度に関する事項について
4　登記測量に関する事項について
5　「調査・測量実施要領 改訂版」の発刊について
6　不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について
7　国又は地方公共団体が所有する未登記建物調査について
8　業務部所管の各委員会等について
9　相続税基準変更対応事業について
10　「権利図」名称を記した図面発行と広報について

26日

第1回研修部会
＜協議事項＞
1　専門職能継続学習の運用について
2　新人研修の実施・検討について
3　eラーニングの拡充・整備と運用について
4　研修資料及び研修の充実の推進について
5　土地家屋調査士特別研修の受講促進について
6　ADR認定土地家屋調査士研修の啓発について
7　各種委員会の委員選任（案）について

29日

平成25年度第7回正副会長会議

＜協議事項＞

1　制度対策本部、復興支援対策本部及び各種委員会等における委員等の選任について
2　連合会会館（シティ音羽）の処分について
3　日調連特定認証局の民間認証局への移行について
4　役員打合せの運営等について
5　平成25年度第1回全国会長会議の運営について
6　隣接土地所有者が不明である場合の措置に関する対応について
7　平成25年度第2回全国会長会議の日程について

8月

1日

第3回常任理事会

＜審議事項＞

1　制度対策本部、復興支援対策本部及び各種委員会等における委員等の選任について
2　「復興測量支援連絡会」への参加について
3　連合会会館（シティ音羽）の処分について
4　日調連特定認証局の民間認証局への移行について

＜協議事項＞

1　平成25年度役員打合せの運営等について
2　平成25年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
3　平成25年度第1回全国会長会議の運営等について
4　監査会に提出する「業務監査チェックシート」について
5　平成25年度第2回全国会長会議の日程について
6　相続税の課税基準変更に伴う表示登記業務への取組みについて
7　「権利図」名称を記した図面発行と広報について

平成25年度第3回常任理事会業務監査

2日

役員打合せ

＜打合せ事項＞

1　連合会組織及び会務等全般について
2　関係省庁に対するこれまでの取組み及び今後の土地家屋調査士の状況予測等について
3　関係省庁の組織構成と行政特徴について
4　土地家屋調査士を取り巻く状況について
5　連合会役員としての心得等について
6　意見交換
7　土地家屋調査士国民年金基金について

平成25年度臨時理事会

＜報告事項＞

1　平成25年度第2回全国会長会議の日程変更及びこれに伴う連合会各種会議の日程変更について

＜審議事項＞

1　連合会会館（シティ音羽）の処分について

平成25年度臨時理事会業務監査

5日

第3回業務部会（電子会議）

＜協議議題＞

1　調査・測量実施要領改訂版（案）について
2　業務実態調査の実施について

地図作成総括責任者養成講座(A講座)開催

地図作成研修実施委員会　委員長　　榊原　典夫

(1)はじめに

全公連では、平成22年度から毎年、全国各協会から経験豊富で優秀な人材の推薦を受け、共通の課題を研鑽した地図作成総括責任者の認定を行っており、その数も109名を数えることとなりました。

これも偏に講座の必要性を認識し、ご支援をいただきました全国各協会および、講師の皆様や研修委員をされている各位の御協力の賜と感謝申し上げます。

今年度も、この養成講座を無事終了し、認定を受けた優秀な人材が、総合的な地図づくり(地籍調査事業を含む)事業を推進するために、事業提案から作業内容や工程管理までを、総括的に指導できる環境(人材育成)を整えることにより、国民の不動産に係る権利の明確化に寄与することのできる協会であると、官公署から「良きパートナー」として選択され、国民に対して真の安全・安心を提供する義務を果たすことができるものと考えます。

(2)地図作成総括責任者養成講座(A講座)開催について

A講座は東京のホテルメトロポリタンエドモントにおいて、7月18日から20日までの3日間の日程で開催され、昨年と同様に講演とワークショップから構成されております。

国土交通省 土地・建設産業局地籍整備課 檜山洋平様から「地籍整備の最近の動向」、元東京法務局長 寶金敏明様から「地図作製において留意すべき長狭物の境界」、元表示登記専門官 山﨑耕右様から「土地制度と登記所備え付け図面の沿革」、内部講師の倉富雄志会長から「協会の関与する地籍調査事業の到達点と展望」、三好卓也委員から「データ管理と納品」をテーマに講演をいただきました。研修内容の理解度を確認するため各講師から2問ずつ設問を用

檜山講師(国交省)

寶金講師

山﨑講師

倉富講師

三好講師

泉講師

意していただき、全ての講演が終了となった3日目には、受講者に試験を受けてもらいました。

また、ワークショップでは、1日目に「地図作成作業計画の策定」というテーマで、講師の高知協会　泉清博常任理事からワークショップの説明等があり、2日目に受講者は各班に分かれてワークショップを行い、3日目の午後にはワークショップで取りまとめた意見を発表するというスケジュールで、受講者が体験している登記所備付地図作成作業をベースに、全国の登記所備付地図作成作業の体験談を通して、受講者各自のレベルを見つめ直し、他協会の優れたところを取り入れ、登記所備付地図作成作業の効率的な作業内容を検討していただきました。

また、地図総括責任者として広い視野と経験から官公署にプレゼンテーションを行い、各協会の担当者として、仕様書を見て面積と筆数から班編成を考え、班編成と工程計画を立て、提案書を作成し応札額を決定する工程を検討してもらいました。

全国の仲間との意見交換から「班編成や工程管理等、登記所備付地図作成作業を合理的に処理するのはどうすれば良いか？」という判断力を身につけてもらいました。

このことにより、各協会の役員に負けないマネージメントができる即戦力の人材として、登記所備付地図作成作業の合理化等について、各協会にフィードバックしていただきたいと考えております。

なお、今回は倉富会長の講演を全国8ブロックの公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の会長に、視察していただきました。

地図作成総括責任者養成講座開催が4年目を迎え、研修内容の確認と受講者の真剣な受講姿勢をじかに見ていただき、今後、この養成講座の拡大・拡充を提案していただきたいものと考えています。

会議経過及び会議予定

7月5日	全国公共嘱託登記司法書士協会協議会第27回定時総会
7月18～19日	ブロック会長会議
7月18～20日	平成25年度地図作成総括責任者養成講座A講座
8月7日	第1回連合会・全調政連・全公連三者会議
8月8日	第4回正副会長会議

国民年金基金から

少しでもゆとりある老後を送るために

元札幌会会員　　佐藤　正孝

先日、年金基金事務局から『年金を掛けていてよかった』という内容の会報掲載記事の執筆依頼を受けました。数年前から年金受給が開始されています我が身といたしましては、協力せざるを得ませんでした。年金基金に加入したのは約20年前なので、記憶をたどりながら起稿いたします。

平成3年当時の私の年金といえば、約15年間の会社勤めの厚生年金と土地家屋調査士開業以来の11年間の国民年金だけでした。当時の60歳定年後の生活費は、月25～30万円の生活設計をしていたと思います。厚生年金と国民年金だけではとても満足されるものではなかったです。自分で年金の上乗せ分を用意しないと、生活の基礎部分の年金しか受給することができません。

少しでもゆとりある老後を送るために、平成3年に職能型国民年金基金が発足したのを機に、妻とも相談して限度額一杯の掛金（当時月68,000円）は高額のため、最初は30,000円ほどの掛金から始め、事業収入に合わせ多年度に渡り限度額一杯まで口数を増しました。妻もわずかですが基金に加入し、昨年からお小遣い程度の年金を受給しています。また、息子も平成22年に開業と同時に国民年金基金に加入しています。毎年年金が目減りしている現在、この年金基金に加入していなかったらと考えると寒気がします。

また、私は平成9年4月から平成15年3月までの6年間、北海道地区の代議員を務めさせていただきました。年金の勉強をさせていただいたことに感謝いたします。

国民年金基金は、自営業などの国民年金の第1号被保険者を対象とする任意加入の制度です。基金の掛金全額が所得控除の対象となり、加入したときから将来受け取る年金の金額が確定します。土地家屋調査士国民年金基金は、自分の収入に合わせて将来受け取る年金を増すことができます。

若い専業土地家屋調査士の方はこの制度を活用し、ゆとりある老後を送るために是非ご利用ください。

国民年金基金から

国民年金基金 加入ありがとうキャンペーン

10月31日までにご加入の方に素敵なプレゼント！

必ず貰える！！

プレゼント その1

1000円分の図書カード

（イメージ）

＋

毎月抽選で3名様に！！

プレゼント その2

東北支援

5000円相当の東北３県 美味しいもの

なにが届くかはお楽しみ

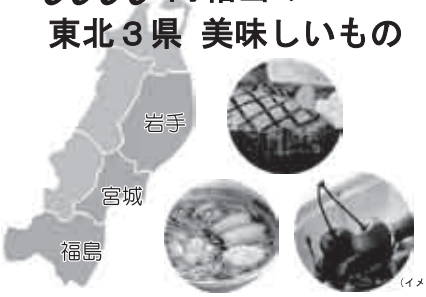

（イメージ）

【必ずお読みください】

- 本キャンペーンは、10月31日までに申込書をご提出頂き、初回の引落しが確認できた方を対象とさせていただきます。
- 抽選は厳正に行い、当選者は商品の発送をもって代えさせていただきます。
- 商品の発送は、加入申込み月のおよそ３カ月後を予定しております。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成25年7月 1日付

東京	7794 根岸 勝之	埼玉	2537 大泉	潤
大阪	3195 窪田 将人	大阪	3196 加藤	正毅
滋賀	430 下﨑 勇治	岐阜	1249 熊谷	茂
岡山	1371 蛭田英由基	福岡	2231 髙崎	忠士
大分	824 河 寿治	札幌	1175 坂本	貴史
札幌	1176 松本 将太	愛媛	835 蝶野	公治

平成25年7月10日付

東京	7795 長塚 有世	大阪	3197 西谷	隆志
大阪	3198 古藤 泰志	愛知	2834 早川	弘員
鹿児島	1052 岸良 知人	岩手	1142 北上	法則
徳島	495 鎌田 真一			

平成25年7月22日付

神奈川	2962 伊藤 光弘	福岡	2232 河合	和秀
宮城	1010 渡辺 友和	香川	702 宮武	則雄

登録取消し者は次のとおりです。

平成25年5月21日付

東京	6394 城野	喬

平成25年5月29日付

栃木	773 浅野	佑命

平成25年6月 2日付

栃木	784 齋藤 英治	石川	607 市村	孝一

平成25年6月 3日付

埼玉	1046 冨吉 克巳	熊本	866 遠山	聡
大阪	417 中井	隆三			

平成25年6月20日付

平成25年7月 1日付

大阪	1146 追抱 三郎	広島	1423 榊原	昌樹
福岡	1431 真武 泰			

平成25年7月10日付

東京	432 新川 昇	神奈川	447 橘	晃
埼玉	1228 田口 泰道	埼玉	1238 新井	信郎
茨城	861 浅賀 宗和	茨城	1096 秋田	英昭
茨城	1274 鳴海 正造	大阪	1329 山口	愼人
愛知	1936 村瀬 晶明	愛知	2365 辻ノ上文昭	
岐阜	1169 野田 敦史	富山	291 清水	信行
広島	1483 山根 幸雄	鳥取	341 山根	和雄
島根	261 斎藤 敬治	香川	473 亀山	明夫
高知	636 依光 義清			

平成25年7月22日付

東京	6356 鳥居 稔	群馬	828 湯浅	寛治
奈良	220 杉本 勝英			

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年7月1日付

福岡	2050 岩田	葉子

団体定期保険の終了について

当連合会が行う福利厚生及び共済に関する事業につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当連合会では、共済会事業の一環として長年にわたり、割安な掛け金で大きな保障が得られる団体定期保険への加入を推奨してまいりましたが、近年の経済情勢の低迷等による加入率の減少から、同保険を継続することが困難であるとの認識に至り、本年6月に開催された第70回定時総会において同保険の廃止の承認をいただき、本年12月31日をもって同保険を終了することといたしました。

なお、今後の手続等につきましては、引受保険会社の幹事会社である日本生命保険相互会社から、所属の土地家屋調査士会を通じて同保険に加入されている会員の皆様に案内文書が送付されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

長年にわたり同保険を御愛顧いただきましたことに、心より御礼申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会

編集後記

「人生を豊かにする彩り」vol.2

どこまでも続く、澄んだ青空をイメージしてみてください。心地よさと共に感じる平和や自由に、なんだか“ほわっ”とした気持ちになりませんか。これは昔から私達が自然と繋がり、自然の中に生きてきたことに対する、母なる自然からの恩恵なのかもしれません。

聖母マリアを描いた絵画には、青のローブを身に纏ったものが多く、これは【青】が母性や慈悲の象徴となっていることを表しています。色の中でいちばん心を落ち着かせてくれるのが【青】なのです。

また、自分の内面に深く関係している色でもあります。自己表現やコミュニケーションが必要な場面では、青の効果を利用してみてはいかがでしょうか。

例えば、青のシャツやネクタイ、ハンカチなどを身につけることです。自分のIdentityやSpirit、そして本来持ちあわせている愛情の深さをもっと意識したコミュニケーションができるようになってきます。

気持ちを青のノートに記してみるのもいいでしょう。自分では気付かなかった思いを素直な言葉として引き出してくれそうです。心の整理がつけやすくなります。頭(思考)がオーバーワーク気味の人には精神的癒しの効果も期待できます。【青】系のベッドカバーや枕カバーがおススメです。

環境としての【青】は、時間を感じさせない色であるともいえます。リラックスして会いたい人がいるときやデートには、青の空間が心を繋がりやすくするといわれています。海や川など水の流れの近くで告白すると成功率が高い傾向にあるのは、きっと【青】の効果が発揮されたからなのでしょう……(笑)。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長　金子正俊

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料(1年分)　1,008円
(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者　会長　林　千年
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社

知っておきたい！

電子証明書 ICカードのアレやコレ

すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
・電子証明書の発行料金等（10,000円＋振込手数料）の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。（インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。）

※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書（ICカード）の発送は、毎月２回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書（ICカード）の発送を毎月２回（15日及び25日の前後）行っています。

電子証明書（ICカード）の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書（ICカード）は、本人限定受取郵便（基本型）で送付されます。ご自宅（住民票上の住所）に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書（ICカード）の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する３か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の１か月半前までに**必要書類をそろえてお送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の２週間～１か月前くらいに電子証明書（ICカード）の発行がされます。

日調連ホームページ（日調連認証局（電子証明書））にある、「よくあるご質問、お問合せ」も併せてご覧ください。電子証明書（ICカード）の発行や失効、オンライン登記申請に関するＱ＆Ａを掲載しています。

ご注意ください！

こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります！

●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更につきましては、**2010年(平成22年) 3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象となります。**

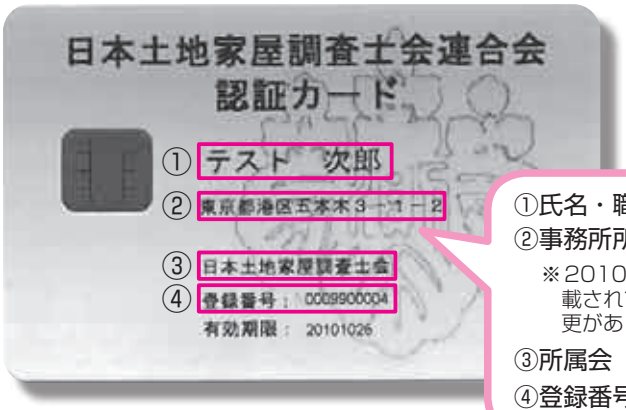

電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

①氏名・職名・日本名
②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
③所属会
④登録番号

●こんなことにも注意！

①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください！
・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。

②PIN（パスワード)の管理にご注意ください！
・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには？

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。
※発行手数料として、10,000円(税込)＋振込手数料の費用負担をお願いしています。

お問合せ先　日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
TEL 03-3292-0050/FAX 03-3292-0059/E-mail ca-info@chosashi.or.jp

土地家屋調査士
広報キャラクター
「地識(ちしき)くん」